

## 令和6年第4回駒ヶ根市議会定例会議事日程（第2号）

令和6年12月11日（水曜日）

午前10時00分 開 議

### 第1 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
氣賀澤 葉子	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 命に関わる災害時のトイレについて</li> <li>2 教育委員会の審議の活性化はどの様に進んでいるのか</li> </ol>
中山 万宝	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 強度行動障がいについて</li> <li>2 福祉就労の充実について</li> <li>3 公園設置トイレ管理などについて</li> <li>4 磐田の森について</li> </ol>
竹 村 誉	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市内における学習スペースの確保について</li> <li>2 リニア残土を使った竜東土地開発事業について</li> <li>3 民俗資料館受入れ環境の整備について</li> <li>4 市内森林の整備対応に木質バイオマス発電推進の考えは</li> <li>5 年取の壁、財政課題について</li> </ol>
押 田 慶一	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 BEAMS JAPANとの連携後の取り組みについての考えは</li> <li>2 自治会への加入及び参加を促進する条例の制定についての考えは</li> </ol>
竹 上 陽子	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 不登校の急増による居場所への公的支援について</li> <li>2 物価高騰から市民の暮らしを支える取り組みについて</li> <li>3 市民活動総合補償制度の拡充とガイドライン導入について</li> </ol>
今 堀 雷三	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 二地域居住への取り組みについて</li> <li>2 移住者に対する市の対応について</li> <li>3 駒ヶ根市内の国県道の除草及び落ち葉の処理について</li> <li>4 工事現場で発生する残土の処理場について</li> </ol>

## 出席議員（15名）

1番	竹上陽子	2番	小林敏夫
3番	今堀雷三	4番	福澤美香
5番	小原晃一	6番	池田幸代
7番	中島和彦	8番	押田慶一
9番	藤井邦彦	10番	竹村 誉
11番	氣賀澤葉子	12番	中山万宝
13番	竹村知子	14番	宮下 稔
15番	小原茂幸		

## 欠席議員（0名）

## 説明のため出席した者

市 長	伊藤祐三	副 市 長	小平 操
教 育 長	本多俊夫	総 務 部 長	小澤一芳
教 育 次 長	赤羽知道	企画振興課長	久保田 浩人
総 務 課 長	中嶋 憲一	財 政 課 長	福澤 修
民 生 部 長	北原 純	産 業 部 長	市村 義美
建 設 部 長	小林 哲		

## 事務局職員出席者

局 長	下平和弘
次 長	車田庄治
係 長	春日隆志

## 本日の会議に付議した事件

### 議事日程（第2号）記載のとおり

午前10時00分 開議

**○局長（下平 和弘君）** 御起立をお願いします。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）

**○議長（小原 茂幸君）** おはようございます。（一同「おはようございます」）

これより本日の会議を開きます。

議員定数15名、ただいまの出席議員数15名、定足数に達しております。

日程はタブレットに配付してあります。

日程に従い会議を進行いたします。

日程第1 これより一般質問を行います。

順次発言を許可します。

発言順位1番、氣賀澤葉子議員。

〔11番 氣賀澤葉子君 登壇〕

**○11番（氣賀澤葉子君）** おはようございます。（一同「おはようございます」）

本日の定例議会一般質問は久しぶりで一番最初の質問者となりました会派創風すずらんの氣賀澤葉子です。

暑かった夏がようやく終わりを告げたと思っていたら、秋の紅葉を味わういとまもないほどすぐに寒さがやってきました。この寒暖差で体調を崩されている方も多いと思います。何とか健やかに年末を迎えたいものだと思います。

それでは、通告に従って大きく2点について質問してまいります。

まず1つ目「命に関わる災害時のトイレについて」です。

駒ヶ根市議会では11月に友好都市であるかほく市を訪問いたしました。能登半島地震により、いまだに復旧していない大崎地区の液状化被害を中心に視察させていただきました。

区長さんとその地区の住民でもある市議会議員の方にお話を伺ったところ、大崎地区の区民会館には発災の日に51人が泊まれたそうです。

大崎地区では、11月になった今も道路は隆起や地盤沈下で波打ち、生活には支障を来している方もいらっしゃいました。

このとき避難所となった区民会館では、いろいろと大変だったこと、中でもトイレの大切さのお話をお聞きいたしました。

この10月、私のことでありますが、防災士養成講座を受講し、資格を取得しました。その講座でも排せつに関わるトイレのことは取り上げられ、日頃から備えておくべき必要性を感じました。

仮設トイレについては、できるだけ多くの人の目が行き届くところに設置することが大切で、そうすることで犯罪抑止となり、子どもや女性、いろいろな方にとって安心してトイレに行くことができます。また、トイレ内の照明、トイレまでの動線、暗がりや死角にならない配慮も必要だということです。

どのような災害が発生するかは分かりませんが、関連死を防ぎ、命を守るには、できるだけ事前の備えが必要

だと痛切に感じています。

また、市の備えも大切ですが、一人一人が考えておくべきことだと思います。

地震や豪雨などの災害が発生したときに断水となることがよくあります。停電もしていれば、そのまま自宅に  
いることが不安になり、避難所に行くかもしれません。

取りあえず自宅にいられる場合、それを想定しますと、私の場合、日頃からお風呂の水をくみ置きしてありま  
すので、何かのときにはそれを使おうと思っていました。例えばトイレを流すのに使おうとか、少しぐらいの洗  
い物などです。台所や風呂、洗濯やトイレの排水など、生活の中には雑排水があり、災害が発生したときにも少  
しくらい下水に流してもよいのでしょうか。

しかし、防災訓練などで話を聞くと、下水管が壊れているかもしれず、確認できるまでは流していけないので  
はないかという方もいました。排水設備が使用可能と判断できるまでには、大きな災害の場合、かなり時間がか  
かるかもしれません。

そこで1つ目の質問です。災害が発生したとき、本市としては、汚水を流すことについて、排水設備が使用可  
能と判断できるまでは一切流さないようにと徹底する方針なのか、それとも少しぐらいなら流すのもやむを得な  
いとの方針なのかどうか、壇上にての1つ目の質問といたします。

〔11番 氣賀澤葉子君 降壇・質問席へ移動〕

〔市長 伊藤祐三君 登壇〕

**○市長（伊藤 祐三君）** おはようございます。（一同「おはようございます」）2日間、よろしくお願  
いをいたします。

それではお答えをいたします。

地震など、災害によって破損をした下水道管路や排水設備を使用いたしますと、マンホールや住宅のトイレ、  
台所、風呂などから汚水があふれることになり、不衛生な環境となります。また下水道BCPに基づく下水道管  
路の被害状況調査や復旧工事の妨げにもなります。このため、命を守る行動を優先していただいた上で、排水設  
備の使用は控えていただきたいと考えております。

下水道は、構造上、家庭などから流される汚水を止めることができません。今後は発災直後の排水設備使用は  
控えていただくよう周知をまいります。

災害の規模にもよりますが、下水道管路の応急復旧につきましては、上水道の復旧と連携をし、給水開始と遅  
れることなく実施をまいりますと考えております。

〔市長 伊藤祐三君 降壇〕

〔11番 氣賀澤葉子君 起立〕

**○11番（氣賀澤葉子君）** 答弁をお聞きいたしました。

なるべくというより、控える、下水に流す、いろいろな汚水を流すということは控えるということでした。で、  
この方針、私も賛成しております。できる限り復旧が早めにとか、ここは大丈夫っていうのが分かるといいんで  
すけども、それも地震の規模によると思いますが、できるだけ控えるということ、はい、その方針で行きたいな  
のかと分かりました。

では次の質問に移ります。本市のトイレに関する考え方であります。

自然災害が発生したら、まず、今、市長の答弁にもありましたが、自分の命を守ること、そして安全な場所にいること、避難したほうがよい場合もあれば、自宅にいることがよいときもあります。ここまでは誰しも理解していることと思います。

では、次に必要なことは何でしょうか。家族や周りの人の安否確認、水や食料の確保を思い浮かべたのではないのでしょうか。

実は、最近では、これらに加えてトイレ対応の重要性が言われています。2016年の熊本地震での調査によりますと、3時間後——発災3時間後にトイレに行きたくなった人は約4割弱いたことが分かっています。トイレの問題は待たなしとなります。

上伊那で行われました災害時のトイレの講演会に参加したときのことで。

私たちの地域性もあるかもしれませんが、庭に穴を掘って取りあえず応急措置で賄うと考えている方が意外と多くいました。かくいう私もそうでした。

実は、1日にトイレに行く回数というのは人によって異なりますが、6回から10回くらいと言われ、夜中や早朝、悪天候のときもあります。そのたびに庭で大丈夫ですかと講師に改めて聞かれ、ようやくトイレの問題の深刻さに気づきました。

また、避難所に行かずに自宅で生活でき、自宅のトイレを使用することができたとしても、先ほどの答弁から控えてほしいということです。また、断水しているかもしれないし、排水設備の確認ができるまでは汚水を流すことを控えるということが必要となります。そうすると、しばらくは自宅のトイレで携帯トイレを使うことが必要となります。この携帯トイレ、大事なことだと思います。

また、避難所に避難しなければならぬときもあります。トイレが安心できる場所でなければ、水分を控えてトイレに行く回数を減らそうとして体調を崩してしまうということがよく見られていると言われています。また、トイレを我慢することでエコノミークラス症候群を発症し、関連死につながったということも報告されています。そのほかにも、トイレが不衛生だと感染症が発症しやすくなります。

発災直後は携帯トイレが有効と考えますが、当市のトイレの方針について質問いたします。

〔11番 氣賀澤葉子君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

**○市長（伊藤 祐三君）** お答えをいたします。

災害時の備蓄は、自らの命は自ら守る、自助の理念に基づきまして市民の皆さん自ら行っていただくことを基本といたしております。

市としましては、市民の皆さんが、あるいは地域が、自発的に備蓄に取り組むよう啓発に努めるとともに、災害対策基本法に基づき、市民の皆さんによる備蓄を補完するため、発災初期に生命維持や生活に最低限必要な物資について備蓄をすることにしております。

備蓄の必要量は、令和6年能登半島地震で起きた様々な課題を教訓として策定されました長野県地震防災対策強化アクションプランで示されております県及び市町村の備蓄体制の充実、強化に向けた基本的な方向性、これに基づきまして伊那谷断層帯地震の2日後の最大想定避難所避難者数を基に算出をしております。

この基準では、市民の皆さんに最低3日分、可能な限り1週間分の備蓄に努めていただくこととしております。

また、県、市は、備蓄が持ち出せない避難者がおられることを想定いたしまして、必要量のうちの県は3分の1、市が3分の1、それぞれを目安として備蓄に努めるとされております。

御質問のトイレであります。御指摘のとおり、発災直後は携帯型トイレが有効だと考えます。

伊那谷断層帯地震の2日後の最大避難所避難者数、これを基に駒ヶ根市の携帯型トイレの必要量を算出いたしますと8,411個となります。現在、市の備蓄量は簡易トイレが215基、携帯簡易トイレパックが2万6,140セットあります。先ほど申し上げました必要量を現時点で満たしております。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔11番 氣賀澤葉子君 起立〕

**○11番（氣賀澤葉子君）** 私が質問したとおり、トイレについては、まず発災直後は携帯トイレ、これが一番有効ではないかということで、そのための備蓄をしているということでありました。

この携帯トイレですけれども、私も何となくは分かっていたんですが、この携帯トイレというのは、もうトイレに水洗で流さず、そこで固めるとか、それから臭いを消すとかして、袋で縛ってごみに出すという、そういうものなんです。なので、もちろん、そのときに回収に来なかった場合は、自宅とか、避難所で、ある程度密閉の容器の中にそのひもで縛ったものを保管しておかなければならない、そういうことも考えられます。

で、このことについては、やはり多くの方にもっと知ってもらいたいと思いつつも、今の市長答弁を聞いてちょっと安心いたしました。やはり、もう最初から、流すというよりは、携帯トイレを使う、皆さんにそういうのをやっぱりこれからも周知していければいいかなというふうに思っております。

それでは、その次、3つ目の質問ですが、仮設トイレの方針です。

携帯トイレとか簡易トイレとか仮設トイレとか、いろいろ出てくるんですけれども、ここでいう仮設トイレというのは、皆さんに想像していただくと、例えば工事現場とか、これまでのイベントなどで使われていた縦長のトイレのことであります。ですから、そこにある汚物はちゃんとくみ取っていかなければならないというようなものです。で、多くの被災地で使われてきましたし、普通の場合ではイベントでも利用されています。

で、仮設トイレに関しては国土交通省が取組を進めている快適トイレというのもあります。これは、車ごとずつと移動してきて、かなり快適トイレも楽で、きれいでいいんですけれども、これは大がかりなもので、すぐに設置されるとは思いません。で、これも今もってまだ全部大丈夫とは言えません。階段が上がっていかなければならないとか、いろんな問題はあります。

で、発災直後数日間くらいは携帯トイレを使用するとしても、徐々に仮設トイレへと移行していくのではないかと予想しております。

先ほどお話ししましたように、かほく市でもトイレ対応は大きな課題となったとお聞きしました。数日後に仮設トイレの設置を申請したということですが、どこに設置するのがよいのかから考えねばならず、日頃から検討しておくことが大切だなというようなお話がありました。

しかし、仮設トイレは和式が多く、利用しづらいとも言われています。

また、男女別に分けることがよいとされていますが、子育て中の方、介護をしている方にとっては分けられないトイレも必要とのことで、仮設トイレにはいろいろと課題もあるようです。

もちろん、災害の規模、また被害の大きさにもよりますが、避難生活が長引いた場合にはトイレの方針はどの

ように考えているのか、携帯トイレをずっと使用するのか、順次仮設トイレに切り替えていくのか、平時に考えおかねばならないことだと考えており、この点について質問いたします。

〔11番 氣賀澤葉子君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

**○市長（伊藤 祐三君）** お答えをいたします。

駒ヶ根市としましては、災害時のトイレにつきまして、先ほどお答えしましたように、まずは、一般家庭のトイレで使用ができ、仮設トイレ専用のテント付簡易トイレでも便器にかぶせて簡単に使用できる携帯簡易トイレパックを有効だと考えております。こうした携帯簡易トイレパックは1回ごと使い捨てでありまして、除菌・脱臭効果があり、悪臭もカットされます。使用後はビニール袋に入れて可燃ごみとして処理できるメリットもあります。

一方、避難生活が長期化した場合は、御指摘のように、工事現場などで使用されている仮設トイレ、あるいは近年改善が進む快適トイレの活用につきまして進めてまいりたいと考えております。受援協定を結んでおります業者などから必要量を確保し、避難所などへ設置したいと考えております。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔11番 氣賀澤葉子君 起立〕

**○11番（氣賀澤葉子君）** 答弁をお聞きいたしました。

やはり、長引き、長期化する場合は、仮設トイレのほうにも移行していくということでした。そうすると、この仮設トイレには、先ほど私も申し上げたとおり、いろいろなまだ課題があります。で、これが、発災した後、考え出すとすごく大変なので、これは要望ですけれども、質問ではありません、要望ですけれども、ぜひ事前に、もう、こういう場合はどうしたらいいか、先ほど幾つか課題があつて、まだあると思います。で、その辺を今後考えておいていただきたい、それは強く要望しておきたいと思います。

それでは次の質問に移ります。あ、次の質問というのは、まだトイレですけど。

で、今、市長の答弁にもありましたけれども、いろいろなトイレがあります。

で、携帯トイレ、とてもいいんですけども、例えば、その携帯トイレ、今、私も言いましたし、市長もちょっと説明しましたが、なかなか、ふだん使っている方は少ない、使ったことがある方はまだまだ少ないんじゃないかっていうふうに思っております。

で、直後には携帯トイレを使うことがいずれの場合でも必要となりますが、このほかのところのことを聞いていますと、災害のイベントですとか訓練、または多くの人が集まるような場所で平時のときに使ってみる、実際使ってみる、例えば駒ヶ根市が行っている防災訓練の中でもありますけれども、なかなか、多くの方がまだ使ってみて試しているってことではないので、日頃から使ってみることで、災害への備えの取組として必要なんですけども、その辺についてはどう考えるか、質問いたします。

〔11番 氣賀澤葉子君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

**○市長（伊藤 祐三君）** お答えをいたします。

携帯トイレにつきましては、これまでも市の総合防災訓練の避難所設営運営訓練や自主防災会の訓練で体験を

していただいております。

今年11月には中沢小学校のPTA講演会でも行っております。

また、公民館講座や地域のサロンでも、こうしたトイレの組み立て、あるいは使用方法について体験をしていただいております。

今後もこうした機会をつくって広く周知をしまいたいと考えます。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔11番 氣賀澤葉子君 起立〕

**○11番（氣賀澤葉子君）** ぜひ、いろいろな機会を使って、また皆さんにも少し体験してみませんかということをお私にも広めていきたいと思っています。

では、これにて1つ目の命に関わるトイレへの質問は終わりいたします。

次、大きく2つ目の質問です。「教育委員会の審議の活性化はどの様に進んでいるのか」という質問です。

平成27年に教育委員会制度が変わり10年が経過しようとしています。その間に教育委員会の審議の活性化はどのように進んだのかという観点からの質問です。

教育委員会の事務というのは、改めて見ますと、学校教育だけではなく、生涯学習、社会教育、芸術文化、文化財の保護、スポーツ振興と広範囲にわたっています。専門家のみの判断によらない、広く地域住民の意向を反映した教育行政実現のため、多様な属性を持った複数の委員による合議制により意思決定が行われるようになっていきます。

首長から独立した位置づけを明確にしつつ、本市では教育長と4名の教育委員で組織されています。

毎月開催される教育委員会の定例会の審議そのものが重要であることに加え、研修会に参加したり、学校へ出向くこともあり、大変な役目を担っていただいていると思っています。

教育委員の任命に当たっては、地域的な偏り、子育て中の方など、多様性を考慮し、専門家のみで行うのではなく、地域住民の意向を踏まえて行われることが大切です。

審議の活性化を図るには、専門的な知識は必要なのか等々、様々な観点を踏まえ、委員の選任は大切なことだと思います。

そこで、委員の選任について、そのプロセスや基準は適切か、専門性や多様な視点を持つ人材を増やすための工夫をどのように行っているかについて質問いたします。

〔11番 氣賀澤葉子君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

**○市長（伊藤 祐三君）** お答えをいたします。

教育委員会の任命は地方教育行政の組織及び運営に関する法律におきまして「委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（中略）に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。」と規定されております。

駒ヶ根市も、この法律に基づいて、教育委員会としての全体構成がそれぞれの委員の持ち味が生かせるような構成となるよう、肩書きや属性などではなく、PTA活動や社会教育など地域での活動の様子、またその方の人間性などを含めて適切に選任をしております。



また、選任に当たりましては、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないようにすること、保護者である者が含まれるよう配慮することなど、工夫をしております。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔11番 氣賀澤葉子君 起立〕

**○11 番（氣賀澤葉子君）** ただいま答弁をお聞きいたしました。委員の方の持ち味ですとか、地域活動や人間性、ちょっと難しいですけども、そういう様々なその方のこれまでの経験、また年齢、性別、職業、保護者である方が入っていただくっていうような話でありました。

そうすると、例えば地域みたいな偏りをなくそう、竜東とか竜西とか、そういうことも今後大切にしつつやっていくのか——以前、議会で、これは質問したわけではないんですけども、要望というか、そういうのがあって、ある一つの小学校区に偏らないほうがいいんじゃないかみたいなことがあったんですけども、そういうことは今後考えておられるのでしょうか、今、そういうことは特になかったんですけども、その点について、いかがでしょうか。

〔11番 氣賀澤葉子君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

**○市長（伊藤 祐三君）** 先ほど申し上げましたとおり、年齢、性別、職業等々、様々な要因に著しい偏りが生じないように、適切に選任をまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔11番 氣賀澤葉子君 起立〕

**○11 番（氣賀澤葉子君）** では、特に、地域に偏りがなくとか、そういうことは基準には含まれていないっていうふうに判断いたしました。分かりました。

では、2つ目の……。ん、そうじゃない。（「それは様々」と呼ぶ者あり）様々なことっていうことですね。じゃ、そういうことで、様々な観点から選任していくということですね。

ぜひ、いろいろな方に教育委員として御活躍願いたいっていうふうには思っております。

次の質問に参ります。

教育委員の方たちの様々な提言とか御意見とか、あると思うんですけども、そういうことに対して定例会の中で十分に審議が行われているのか、また様々な案件で意見交換とか話し合いなどが委員間でも行われているのかどうかについて、ホームページで様子を知ることがある程度できる、公表されていると思い、見たんですけども、確認しました。

しかし、審議に関する内容は記載されていましたが、もちろん。そうですね。が、意見交換が活発にされている様子は見受けられませんでした。

そこで、関係する方たちにちょっとお聞きしたところ、教育委員会定例会では、協議事項の最後に当たる、例えばその他であったり、閉会後にいろいろと意見交換はしているというお話でした。審議内容と必ずしも関わっているとは言えず、雑談に近いものもあるため、公開することは考えていないというふうにお聞きしました。

しかし、そのような内容の中には皆さんが知りたい重要なものも含まれていると思われまます。意見交換が行われたときには何について意見交換が行われたのかという項目だけでも公開することはできないのでしょうか。

そこで質問です。審議内容や決定事項の公開基準はどのようになっているのかについて質問し、あわせて会議録の公開範囲を見直す予定はあるのかどうか、質問いたします。

〔11番 氣賀澤葉子君 着席〕

〔教育長 本多俊夫君 起立〕

**○教育長（本多 俊夫君）** 定例教育委員会の会議録は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これに基づいて議事録を作成しております。

駒ヶ根市教育委員会会議規則によって次の事項を記載することとなっております。開会及び閉会に関する事項、教育長並びに出席委員及び欠席委員の氏名、教育長等の報告の要旨、議題及び議事の概要、その他教育長または会議において必要と認めた事項でございます。

教育委員会において審議した審議内容や決定事項等につきましては、現在も内容は規則に沿って作成し、法律にのっとって公開しておりますので、議員御質問の公開範囲の見直しについては、現在のところは考えておりません。

〔教育長 本多俊夫君 着席〕

〔11番 氣賀澤葉子君 起立〕

**○11番（氣賀澤葉子君）** 法にのっとってという答弁でした。

で、もう、これ、ちょっと質問なんですけれども、っていうことは、委員同士とか、教育長も含めて意見交換は行われていると考えてよろしいのでしょうか。

〔11番 氣賀澤葉子君 着席〕

〔教育長 本多俊夫君 起立〕

**○教育長（本多 俊夫君）** おっしゃるとおりでございます。

〔教育長 本多俊夫君 着席〕

〔11番 氣賀澤葉子君 起立〕

**○11番（氣賀澤葉子君）** やはり、あの教育委員会の中で——公表されている審議内容、もちろん大事なこと、たくさんあります。でも、委員間で、いろいろなことについて、課題について、現在の社会問題についてとか、いろいろなことが話し合われているっていうことは安心いたしました。

しかし、もう少し、私たちは、そのことがどんなふうにならぬか、私たちにどう影響しているのか、その辺は知りたいたと思いますので、今後も注視していきたいと思っております。

次に移ります。次は総合教育会議についてです。

御存じの方もおられると思っておりますので簡単に説明しますが、平成27年の制度改革に当たって、地方公共団体の長と教育委員会が教育行政の大綱——教育大綱、大綱や重点的に講ずべき施策等について協議、調整を行う場であり、両者が教育施策の方向性を確認し、一致して執行に当たることが期待され、全ての地方公共団体に設置が義務づけられました。

当市では、総合教育会議の開催に当たって、教育委員それぞれの方の思いですとか専門性を大切にしてテーマを設定し会議に臨んでいるということです。これはいいことだと思っています。

例えば、最近の3年間のテーマを見ますと、ヤングケアラーであったり、部活動の地域移行、不登校、人権関

係としての包括的性教育、未満児の待機と保育士の発掘などがあり、いずれも最近の話題を取り上げられており、大切な問題だと思いました。

時間に制約があるとはいえ、総合教育会議の議論はどなたが何を言ったかと結構詳細に公開されています。

しかし、せつかくの審議内容が施策に反映される仕組みが不明確ではないのかと考えます。

そもそも、この会議は市長が招集し、公の場で教育政策について議論することができるかとされています。

そこで、市長に質問です。総合教育会議をどのように捉えているのか、教育委員と意見交換をすることで方向性の共有がなされたと判断することが目的なのか、さらに進めて具体的施策に反映することが目的であるのか、施策に反映するとすればどのように実現しようとしているのか、具体的に質問いたします。

〔11番 氣賀澤葉子君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

**○市長（伊藤 祐三君）** お答えをいたします。

御紹介いただきましたように、総合教育会議は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行、これは平成27年でありましたが、これに伴いまして、市長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、駒ヶ根市の教育の課題や目指す姿を共有し、連携をして教育施策を推進していくため設置をしております。

今年行いました総合教育会議では、教育委員それぞれの思いや専門性を持って現在の教育に関わる事柄につきまして議論をいたしました。現在、市の抱える教育の課題、あるべき姿を共有いたしまして、より市民の声を反映をした教育行政の推進を図るため、貴重な場でありました。

会議では、教育委員から御意見や御提言をお聞きし、市長部局からも意見を申し上げております。教育委員会と共有をして進めております。

今年の会議では、教育委員から、教育環境や子どもの様子など、学校など現場を実際に御覧になって考慮された意見、提言をいただいております。例えば、先ほど御指摘をいただきました未満児の待機と保育士の発掘などにつきましては、市長部局としても御意見をお伺いし、教育委員会と協議をした上で業務を進める参考としております。来年度予算にも反映をしたいと考えております。

提言いただいたそのほかの御意見につきましても、教育委員会と協力、連携をし、教育行政推進のために生かしてまいりたいと考えております。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔11番 氣賀澤葉子君 起立〕

**○11番（氣賀澤葉子君）** いろいろなテーマがあれば全てが教育行政に反映できるとも思いませんけれども、今、1つ例を挙げた答弁をお聞きいたしました。

で、市長は、要するに総合教育会議は、例えば現場、環境など、子どもの様子を見たその委員の方からの意見をきちんと教育行政に教育委員会との中で話し合いながら反映している、教育行政に取り入れているということがありましたけれども、例えば、まだまだ中身を取り上げてもらいたいものとして、例えば不登校の問題ですとか、部活動の地域移行とか、大きな問題があると思います。

で、その辺について何か反映される仕組みというのがどうなっているのかっていうことを聞きたいと思って質問したわけなんです。だから、御意見をお聞きして、どうやって取り入れていこうとしているのかっていうこ

とについてもう少し聞きたかったんですが、1つは分かりました。

で、例えば取り上げられなかったものについて今後どうしていくのかということは大きな問題だと思っています。

で、私は、これを——ちょっと新聞で何を質問するかが発表されるわけですけども、そのときに、例えば、その教育委員会とか総合教育会議の中で方向性みたいなのはどの程度話されているのかということで、例えば不登校の問題って今どうなっているんだろうというようなことを興味を持った方もおられました。

そうすると、こういうふうに、そこで出た意見を取り入れたことは分かりますけど、取り入れられなかったものについては今後はどうなふうにしていくっていうことは考えていたらお話したいと思います。

〔11番 氣賀澤葉子君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

**○市長（伊藤 祐三君）** 先ほど申し上げましたとおり、この会議では、教育委員の皆様のご意見、そしてこちらからの意見、これを交換しながら今後の教育行政についていろんな認識や課題を双方で確認し合っていく、そうした場であろうかと思えます。

で、取り上げられなかった問題というのは、具体的にちょっとこちらではあれなんですけれども、そうした問題につきましても通常の教育委員会の行政の中で様々検討もされておりますし、それにつきましてはそれぞれの部署部署でまた検討が進むものだというふうに考えております。

この会議の場で何かはその決定されるというようなことよりも、まずは、市長部局、そして教育委員会の双方の意見を交換しまして、認識を共通し高めていくということがこの会議としては重要であろうというふうに考えております。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔11番 氣賀澤葉子君 起立〕

**○11番（氣賀澤葉子君）** 答弁をお聞きいたしました。

総合教育会議、それから教育委員会については、私たち議会としても、質問、結構出ていると思います。6月の定例議会でも小原晃一議員の一般質問がありました。ですので、また今後とも、どんなことが話し合われたのか、どういうふうに教育行政に生かされているのかというのは私たちも注目していきたいと思っています。

それでは次の質問に参ります。

これまでも、今も言いましたが、市議会の質問でも取り上げてきましたけれども、評価とか公開する報告書の作成についてです。

で、決算の報告として、例えば議会とか、一般に向けてもですが、決算報告としての主要施策成果説明書及び決算附属資料で公表している、ここで評価はしているということをいろんな場で言われてきていると思います。

私が質問したいのは、今回は総合教育会議の決定事項や方向性についてであります。決定事項っていうのはなかったもので、方向性についてであります。

成果説明書及び決算附属資料では、確かに事業及び成果の概要は分かります。が、ほかの課と比較して担当部課としての課題があまりに少なく、これでは評価ってきちんと行われているのかと疑問に思っていることがあります。

教育でも、教育においては、例えばK P Iのような定量的な評価はあまり適していない部分が多くあるということは十分考慮したとしても、定性的なもう文章でもいいし、定性的に評価し、これまでの成果はここまではある、これはまだ課題として考えられるといったことが、この成果説明書の中、または別の場でもいいですけども、公開し、公表されるべきではないかというふうに思っています。

そこで質問です。総合教育会議の方向性の進捗状況を評価、また公表する取組の必要性があり、現在の先ほど言いました成果説明書及び決算附属資料の方法をもって教育行政の評価をしているということですが、これでは不十分と考えますが、今後改善していく考えはあるのかどうか、質問いたします。

〔11番 氣賀澤葉子君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

**○市長（伊藤 祐三君）** お答えをいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、総合教育会議は、駒ヶ根市の教育の課題、あるいはあるべき姿を共有をして協議、調整をしていく場であります。その後の施策に係る具体的な業務を行うところは教育委員会でありまして、そこと連携をして進めていくということになります。

で、そのため、今年6月議会、小原晃一議員の質問にもお答えをしましたとおり、駒ヶ根市は、決算時に議会へ提出している成果説明書、そしてその附属資料を教育行政の事務の管理及び執行状況の点検、評価としております。総合計画での評価につきましても議会へ報告をし、進捗状況をお伝えをしております。

こうした報告の中で、総合教育会議の中で協議、調整をした内容につきましても、進捗状況を含め、評価し、公表しているものと考えております。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔11番 氣賀澤葉子君 起立〕

**○11番（氣賀澤葉子君）** 今の答弁では、ちょっと私としてはまだ十分答弁いただいていると思えてないんですけども、総合教育会議のことについては分かりました。

そして、要するに、その結果は6月の定例議会でもあったように決算報告としての主成果説明書及び決算附属資料ってということなんですけども、この書き方、またはこの評価についてはこれでよいと考えているのか、そこについては再度質問したいと思います。

〔11番 氣賀澤葉子君 着席〕

〔教育長 本多俊夫君 起立〕

**○教育長（本多 俊夫君）** おっしゃるとおり、現段階ではその方向でよいというふうに考えております。

〔教育長 本多俊夫君 着席〕

〔11番 氣賀澤葉子君 起立〕

**○11番（氣賀澤葉子君）** 答弁いただきました、教育長。

そういうことでしたら、これは教育行政に関わるとても大事なことでありますので、評価っていうのは、もう、また私たちもしっかりと要望していきなり何なりしていければいいかなと思っております。

これにて私の12月定例議会の一般質問を終わりといたします。

〔11番 氣賀澤葉子君 着席〕

**○議 長（小原 茂幸君）** これにて氣賀澤葉子議員の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は午前10時55分といたします。

休憩。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

**○議 長（小原 茂幸君）** 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

発言順位2番、中山万宝議員。

〔12番 中山万宝君 登壇〕

**○12番（中山 万宝君）** 皆さん、こんにちは。（一同「こんにちは」）

2番目に初めてなりました。最初にやったほうが気が引き締まっていますので、いいかと思います。

これから発表いたしたいと思います。

至誠会の中山万宝と申します。

最近、目に留まりましたニュースを紹介いたしたいと思います。御存じかと思えます。県が公表しました人口減少問題に関する事項が目に入りました。タイトルは人口戦略案です。

新聞公表のほうは11月26日に出ておりました。内容を見てみますと4つの取組の方向が打ち出されています。

目標と指針は次のとおりです。2050年のありたい姿と30年までの達成目標を設定、人口減少下であっても明るい未来の実現を目指し、今を生きる人々、社会を変革するための指針とするとあります。

内容は4つの取組で、1つは若者、女性から選ばれる社会づくり、2つ目は信州の強みを生かした移住、関係人口の増加、3つ目は安心、便利で持続性可能な生活圏の整備を促進、4つ目は変革期を乗り越える経営等の革新です。

ここでいいますと、信州の強みっていうのは駒ヶ根の強みに通じるかと思えます。

戦略は12月下旬になるようです。人口減少を肯定し、明るい未来にするためにどうするのかと結んでありました。12月発表の戦略を確認してみたいと思います。

国も県も市も人口減少問題に関する課題は同じで、取組は分かりやすく発信し、一体となって取り組んでいく必要があります。

駒ヶ根市を見ますと、第5次総合計画は後半に入ります。人口減少問題の対策を分かりやすくまとめて発信し進めていくことが大切と考えます。誰もが駒ヶ根市を住みよい場所にする心を持ち、市民、市、議会が一丸となり、明るい未来に向けて行動しようではありませんか。

今回の私の質問は4つあります。1つ「強度行動障がいについて」、2つ「福祉就労の充実について」、3つ、公園設置のトイレ管理について、4つ「磐田の森について」、以上4点を質問させていただきます。

1点目は強度行動障がいについてお聞きします。

私は過去の定例会にて同様のテーマについて市の見解を求めました。再度取り上げた背景は西駒郷に待望の強度行動障害者専用棟が完成したことにあります。施設名ははずらんで、名前の意味は花言葉にあり、再び幸せが

訪れるから命名されました。利用者や御家族の皆様が幸せな生活を再構築してほしいと願う思いがあります。

施設の概要は、施設の入所支援が定員5人、原則2年間、目的が明確になっていることとあります。短期入所は併設型で定員2人、個々のニーズに応じて対応とのこと。事業運営についてですが、今年度は西駒郷の入所者を対象にし、外部の受入れは来年度からの対応とのことでした。

県内の強度行動障がい者の状況はどうでしょうか。7月1日現在で県内795人、上伊那圏域97人となっています。上伊那圏域とは南は中川村、北は辰野町までになります。

課題は、上伊那圏域に施設がない、支援員がいない、障がいに対する理解度は低い、市町村だけでは対策が困難である。

以上が状況になります。当事者及び御家族の生活と介護に支援が必要になります。

それでは質問に入ります。1つ、駒ヶ根市の強度行動障がい者対象人員が把握できているのか、2つ目、強度行動障がい者に対して特化した体制の構築を検討しているか、以上、壇上からの質問とさせていただきます。

〔12番 中山万宝君 降壇・質問席へ移動〕

〔市長 伊藤祐三君 登壇〕

**○市長（伊藤 祐三君）** お答えをいたします。

強度行動障がいとする明確な基準はありませんが、行動関連項目及び強度行動障害判定基準の点数に基づいており、市内の対象者はおよそ10人おられます。共同生活援助や施設入所、生活介護、行動援護、放課後等デイサービスなどの障がい福祉サービスを利用されておられます。

市としまして強度行動障がいに特化した支援体制はありませんが、障がい者全般につきまして、相談支援事業者やサービス提供事業者、基幹相談支援センター、医療機関、行政等の関連機関が連携を図って、それぞれの状況に応じた支援を行っております。

強度行動障がいのために特別な支援が必要となる場合は、その方の特性などに応じまして対応をしております。

〔市長 伊藤祐三君 降壇〕

〔12番 中山万宝君 起立〕

**○12番（中山 万宝君）** お聞きしました。人員の把握状況の確認をさせていただきました。体制の構築については、障がい者対応の仕組みの中で対応するとお答えをいただきました。

強度行動障がい者対応について、もし特記事項が今後出ましたら追記していただき、よりよい対応ができますよう、お願いしたいと思います。

続いて3点目を質問いたします。

障がい者全体に関わるかと思いますが、市の対応についてお聞きします。

1点目、西駒郷すずらんの入所条件に利用終了後に生活の方向性が明確になっているかとあります。これ、非常に大事なポイントになっておりまして、もう一度言わせていただきますが、利用終了後に生活の方向性が明確になっているかとあります。地域で受け入れられるためにどうするか、市の支援体制について伺います。

2点目、市の窓口に来られた申請者の対応はどのようにしているのか、3点目、上伊那圏域自立支援協議会で駒ヶ根市はどのような活動をしているのか、以上、お聞きします。

〔12番 中山万宝君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

**○市長（伊藤 祐三君）** お答えをいたします。

御紹介いただきましたとおり、長野県西駒郷すずらん棟は強度行動障害者専用棟として利用が始まっております。利用対象者の要件、今御指摘ありましたとおり、終了後の生活の方向性が明確になっていることとなっております。

強度行動障がい者の支援では、その特性から、利用終了後の生活の方向性を入所前から明確にすることはなかなか難しいところであります。利用者それぞれの特性や状況に応じて様々な障がい福祉サービスや医療等を組み合わせ安定した生活が送れるように、家族や計画相談員、サービス事業者、医療機関、行政等々などで検討いたしまして方向性を見いだしていきたいと考えております。

それから、申請された方への対応であります。申請からサービス利用までのフローチャートが障がい児の福祉サービスについては保護者への説明資料として作成をしております。

障がい者全般についてのフローチャートにつきましては、今後、分かりやすいものができるか、作成を検討してまいります。

それから、上伊那圏域自立支援協議会についてであります。

この協議会は、関係機関や団体、障がい者の方、その家族、福祉、医療、養育、雇用などに関連をする仕事に従事される方々が障がい者等への支援体制に関する課題や情報を共有し、連携の緊密化を図って地域の実情に応じた体制を整えていくため協議をするということを目的としております。

この協議会には、就業支援部会、あるいは子ども・若者部会など8つの専門部会のほかに連絡会や委員会等が設置されております。

また、研修会なども開いてスキルアップも進めております。

駒ヶ根市は上伊那8市町村で構成されます市町村連絡会に参加をしております。圏域全体に関わる業務や課題等につきまして共有をし、協議、検討、取組を行っております。こうした協議・検討内容につきましては、上伊那圏域自立支援協議会全体会へ報告をし、課題などを共有しまして、次の年の取組へつなげております。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔12番 中山万宝君 起立〕

**○12番（中山 万宝君）** お聞きしました。

今回、西駒郷のすずらんの利用棟ができたというのは、非常に私、感慨深いものがありまして、上伊那圏域の自立支援協議会に参加して、もう今、数年、10年に近くなりますけれども、やはり何回か出てまいりました。でも、なかなか受入れができない、ないだけで済まされてきたんですが、少しでもこうやって進んでいくっていうことは非常に大切なことだと思っています。

ただ、まだ残念なんです。人数として非常に少人数なんで、このような施設を、できるだけ多く対応できて、そして、それから市民ですかね、地域がきちんと受け入れられる体制をつくっていくっていうことも非常に大事かと思えます。

今お聞きしました。真摯に継続的に対応されるっていうことですので、これからもお願いします。

特に、もう一回確認しますが、利用終了後、地域で受け入れられる体制があるかどうかについてなんです、



施策をどのように講じていくかが重要になります。

特に、駒ヶ根はなかなかないんで、松本へ行ったりとか、北信のほうへ行ったりして、子どもたちが行っています。ところが、逆に西駒郷へ、こっちへ来ることもあります。そのときはまた地元に戻るっていうことになりますので、どちらでも同じことですが、基本的には地域でどんな受入れ体制をつくっていくかってことが非常に大切になりますので、言葉で恐縮ですが、これからの重要なポイントとして捉えてほしいと思います。

じゃ、次の質問になります。強度行動障がい者に対応される駒ヶ根市の職員の専任、専門性が必要であると認識しておりますが、組織の活性化や人材育成面などから人事異動をせざるを得ません。駒ヶ根市職員の異動時における強度行動障がい者対応の引継ぎ方法はどのようにしているか、2点目、昭和伊南総合病院との人事交流の内容と効果をお聞きします。

以上2点です。

〔12番 中山万宝君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

**○市長（伊藤 祐三君）** お答えをいたします。

職員の異動に関わる引継ぎであります。強度行動障がいに限らず、全ての案件につきまして個別に記録を作成しております。支援会議やモニタリングの内容、区分調査やサービス利用計画等について記録をし、担当者が替わっても以前の経過も含めて分かるようになっております。

また、担当者が一人で抱え込むことがないよう、係の中で相談をし、複雑な案件につきましては共有、サポートできる体制を取っております。

あわせて、関係する機関と連携を取り、サービス利用計画を作成をする計画相談員が利用者一人一人についております。市の担当者が替わっても計画相談員と連携を密にして支援を行っております。

次に職員交流、人事交流の件であります。

昭和伊南総合病院とは、現在、それぞれ3人の職員が交流を行っております。

病院職員が市で勤務することで地域の介護予防活動の充実やより効果的な医療サービスの提供にもつながっております。

市の職員も病院で勤務することで経営の効率化、医療・保健活動の連携強化に寄与しております。

こうした人事交流によって市と病院の間の意思疎通が円滑になり、地域包括ケアシステムにおける連携強化などで成果を上げております。今後も継続をしております。

市の社会福祉協議会には市から事務局長を派遣をしております。福祉分野における連携強化を図っているところであります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔12番 中山万宝君 起立〕

**○12番（中山 万宝君）** お聞きしました。

人事は管理者と事務職、専門職に区分されていく方法も今後の検討の一つだと思います。

昭和伊南総合病院との交流については、事業所に私がヒアリングしたときに出たんですが、よい評価を得られております。人とのつながりに有効であるとのことでした。

事務ワーク、特に昭和伊南総合病院になりますが、事務ワークのための交流ではなく、資質の向上ある相互交流ができるように期待をしてみたいと思います。

続いて強度行動障がい者に対し具体的な支援体制についてお聞きします。

今回、これをぜひ検討をっていうことで考えております。

強度行動障がい者の入所施設がなく——上伊那は、ようやく西駒郷にできました——家族が在宅介護をせざるを得ない状況です。施設が少ないために、どうしても家族が対応すると。

そこで、介護の居住環境改善を図るため、日常生活の利便を図ることを目的とし、整備に関する費用負担をし支援していく住宅整備事業補助金制度を提案します。市の見解をお聞かせください。

〔12番 中山万宝君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

**○市長（伊藤 祐三君）** お答えをいたします。

強度行動障がいは、自分を傷つける自傷、あるいはほかの人や物を傷つける他害、こだわりや物を壊すといった本人や周囲の暮らしに影響を及ぼす行動が高い頻度で起こります。それぞれの特性によりましてその対応方法は大きく異なるため、特別な配慮も必要になります。

強度行動障がい者の方を対象とした住宅整備補助事業は安心・安全な生活を送る上で必要であると認識しております。今後、導入に向けて検討をしてみたいです。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔12番 中山万宝君 起立〕

**○12番（中山 万宝君）** 制度については今お聞きしましたので、導入に向けて検討していくってことなんで、ぜひ早めに検討及び実施をしてほしいと思います。お聞きしました。

この制度を利用し、一般的には障がい者と少し異なる部分がございますが、風呂場、台所、洗面所、トイレ、玄関、窓、ドアの改善に使用します。素材はクッション性だとか吸音性、防汚性を考慮する必要があります。防汚性とは汚れがつきにくく洗浄したとき落ちやすい材質だっという意味になります。在宅介護は、少しでも家族、本人ともに楽になります制度です。実現されるよう強く要望いたします。

なお、実際に施行している市が近隣にありますので、また御覧いただければと思います。

2点目の質問になります。大きな2点目ですね、「福祉就労の充実について」お聞きします。

駒ヶ根市が今年3月に策定しました障がい者基本計画2024、令和6年から10年までの計画があります。就労・雇用支援に福祉就労充実とし工賃向上への支援の施策があります。就労継続支援A・B型、就労支援移行支援事業所を対象しております。利用者の工賃確保と向上のために社会法人や民間事業への働きかけはどのようにしているか、2つ目、上伊那管内の企業への働きかけはどうか、以上、質問いたします。

〔12番 中山万宝君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

**○市長（伊藤 祐三君）** お答えをいたします。

御紹介いただきました駒ヶ根市障がい者基本計画は、障がいのある方もない方も互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指して、障がいのある方も地域の一員として安心して自分らしい生活を送ることができる地

域社会の実現のため、必要な施策を推進することを目的としております。

施策の中で福祉的就労の充実も掲げております。

障がいのある方が地域で生活するに当たっては、企業などへの一般就労はもとより、福祉的就労の場を確保することは重要だと考えます。

就労の場の充実に向けて、それぞれの状況、特性等によりまして仕事の内容等を選択し、就労できる機会を広げられるように事業所の新設や事業の拡充などを事業者などに働きかけをしております。

また、経済的な自立に向けては、工賃のアップも重要であります。

市としましては、各種イベントや公的機関のスペースを活用しまして就労継続支援事業所による物品販売の機会の拡大に努めております。

また、市が発注する物品や役務は、障害者優先調達推進法に基づきまして福祉的就労施設が提供する物品、サービスを優先して購入、調達することを推進しております。

こうした取組によりまして、引き続き工賃アップにつなげてまいりたいと考えます。

次に企業などへの働きかけであります。

就労継続支援事業者や利用者の状況によりまして受注できる仕事内容や受注量などはそれぞれ異なってきます。このため、発注、受注に関わる調整などを市が直接行うことは難しいと考えております。

東信、中信、南信、北信のそれぞれの地域に地域農福連携促進コーディネーターを配置をし、障がい福祉事業所利用者の工賃アップをサポートする長野県セルフセンター協議会というものがございます。ここは就労継続支援事業者等と企業、農家などのマッチング、製品の共同販売のサポートなどを行っております。

こうした協議会の活用につきまして事業所などへ周知してまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔12番 中山万宝君 起立〕

## ○12番(中山 万宝君) お聞きしました。

加工賃の確保をするに当たり、就労継続支援B型施設では、職員が企業を訪問し加工賃確保、農家に訪問し農産物収穫等、仕事を確保しています。青果物の加工品——青い果物ですね、青果物加工品の製造や商品を共同開発・販売することで収入を得ています。加工賃の確保は施設にとって重要なテーマになっております。利用者の人数と受注量のバランスが大切で、崩れると経営に大きく影響し、利用者にも影響が出てまいります。

施設の方にお聞きしましたが、現経済情勢による仕事の減少に対してどうしたら加工賃を確保できるかが悩みで、農家等の支援を得て商品開発し、販売し、加工費を確保する大変さをお聞きしました。

市の対応として、現場の状況を鑑み、対応することは難しいこともありますが、施設増や加工賃増に対して積極的な活動を期待したいと思います。

大きな3点目になります。公園設置トイレの管理についてお聞きします。

高校生未来会議や小学生議場見学において駒ヶ根市に対する意見としてトイレの汚れが指摘されました。指摘されたトイレの汚れ問題は以前から意見としてはありました。

市内には全部で登録は38か所、1か所追加になっているところがありますので、全部で39か所になります。

実際に調査をしてみました。結果は、清潔、良好——これは私的感覚なんで、私の感覚だと思ってください。

清潔、良好は56%、非常に汚いは5か所でした。この非常に汚いというのは使うに耐え難いってところですね。

それから、内容はこのようになっていましたっていう、ちょっと、私、調べたのを少しだけお話ししたいと思います。

調査したのは11月の16日から12月の頭までなんですが、かなり多くて大変だった。ただ、残念ながら女性のほうはちょっと入れませんでしたので、見たところは障がい者用の車椅子の関係、それから男性のところと、それから共同になっているところに対しては見させていただきました。

で、これ、どうやって調べようかと思ったんですが、基本的には各課で担当のところまで管理していますので、幾つかの部署が絡んでおりました。ですから、一旦総務課のほうにお願いしましてリストを作っていました。これには非常に感謝を申し上げます。

ただ、この結果を見てなんですが、逆にトータルの管理場所がないっていうことも一つだったと思います。問題、課題かもしれませんが、市民が何か問合せしたいときに、どこで管理しているのか、どのように連絡したらよいか困ることもあるかと思っています。これは、今日はこの感想です。

評価は、私の——先ほども申しました——主観であり、ぜひ一度、関係の担当課で現地の確認をしてみてください。どのようなことになっているかっていうのは自分の目で見るのが一番いいかと思います。

それから、これは、そうなんですが、管理側の問題だけでなく、利用者が自分の家のトイレと同様な考え方で使っているかっていうことも、これも周知することも必要じゃないかと思っています。

それから、先ほど言いました。清潔、よいで56%。洋式というのは一般的にきれいだと、和式が汚く、使用するのにちゅうちょする、非常に汚れていると、これは先ほど言いました。

それから、業者ですが、全部で業者が5者、者も含めてですね、それからアダプト制度の地元が1、都市計画課の職員が1、直営が1か所ということで、業者のほうにほとんどを託しているというのが実情です。委託金額、トータルで見ますと700万強、超え、超になっております。

それから、どんな観点で見たかといいますと、掃除の結果が見えているのかどうか、和式はどうかとか、オストメイトトイレの増設はどうかとか、荷物置場などはどうかということで、これから質問に入ります内容で説明をさせていただきます。

それから、アダプト制度による地元の管理っていうのは非常にいい状態になっておりました。これ、5か所あるんですが、全て清潔、よいてことになっていましたので、本来、住民が公共の場を自分の家と同じように見て、やっぱり管理をするってことは非常に効果が出ているんじゃないかっていうところ。

それから、ちょっと心配したんですが、観光地のトイレはどうかっていうことで見てみますと、観光地のほうは非常に清潔でよいていう状態になっています。1か所は、ちょっと使用していないってことがありましたので、総体的に非常にいい状態で管理されているっていうふうに感じました。

それから、特出すべきことは、十二天の森、これは特定してしましますが、非常に清潔でしたね、担当が、やれる、やれないは別にして、事実として3日に1度は掃除して対応しているということでしたので。

結果で、報告で、これ、また共有化してまいりますけれども、こんなことで、調査をした結果を少しお話ししました。

最初に、改良すればもっとよくなる提案を4ついたします、勝手によくなるっていうことに決めつけておりますが。

掃除をした結果を表示するチェックシートの活用の検討はどうか。これは、見える化っていうことをよくやりますね。したのか、しないのか、どうしたのかっていうことがお互いによく見えると、ですから利用者に対するメッセージにもつながると。

洋式化の検討はどうか。和式はほとんどのトイレに汚れがあり、利用度も低い状況です。洋式は利便性が高く、調査結果は、洋式にはほとんど汚れがない。で、公園利用者に聞いてみる機会がありましたが、利用は洋式のほうを利用しているということをお聞きしました。

オストメイトトイレの増設の検討をしてはどうか。市内では1か所のみです。障がい者への合理的配慮が必要です。

質問項目に入っていませんが、市役所にもありましたけどね、サンタリーボックス設置の検討を併せてお願いしたいところです。

それから、荷物置場の設置の検討はどうか。ここは観光地です。やはり登山者、山、中央アルプスがありますので、登山者の大きな荷物、あるいは一般の方でも大きな荷物を抱えているときの利用者に対しての配慮が必要じゃないかということを思いました。

以上4点お聞きしますので、よろしくをお願いします。

〔12番 中山万宝君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

**○市長（伊藤 祐三君）** 初めに、市内のトイレを自ら調査されたことに敬意を表します。ありがとうございました。

御紹介されましたように、市が管理をしております公園や駅前広場、観光施設に設置されておりますトイレの清掃、維持管理は、市職員による清掃、地元の皆さんによるアダプト制度、指定管理者、そして業者への委託で行っております。

御指摘いただきましたチェックシートなどの見える化ではありますが、市としまして、業者、市職員によるトイレ清掃を週1回以上行っております。清掃状況の見える化は重要だと考えております。御提案いただきましたように、清掃の日付、状況を記載する簡易な表を清掃用具付近に掲示する形で検討をしてみたいと思います。

次に洋式化であります。

御指摘のように、和式トイレは汚れやすくし利用しにくいということは認識をしております。

ただ、洋式化には、やはり費用が必要となります。それぞれのトイレ改築、設備更新のタイミングに合わせまして検討を進めてまいりたいと考えます。国の補助金を活用する公園施設長寿命化対策工事の施設更新の中でも洋式トイレの更新を検討してまいりたいと思います。

それから、オストメイト対応トイレであります。

市内のオストメイト対応トイレは駒ヶ根駅前広場のトイレ1か所であります。現時点では新設計画はありませんが、状況を見ながら、あるいはニーズなども勘案しまして、サンタリーボックスと併せまして検討をしてみたいと思います。

最後に荷物置場であります。

登山客の利用が多い菅の台バスセンターのトイレにつきましては、一昨年、洗浄付洋式トイレに改修をいたしました。あわせてユニバーサルトイレへの改修も行っております。

手荷物、リュックの置場につきましては一定のスペースが必要となりますので、今後のトイレ改修の時期を見ながら検討をしてみたいと思います。

観光地のトイレへは訪れた方の満足度に直結する重要な施設です。今後も、観光協会、関係する事業者の皆さんと連携をして快適なトイレ空間の確保に努めてまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔12番 中山万宝君 起立〕

**○12番(中山 万宝君)** お聞きしました。どの項目も必要なものです。快適にというか、受入れ側の姿勢にもなりますが、ぜひ実践できますよう、検討いただきたいと思います。

次に修理、閉鎖等についてお聞きします。

修理中のトイレはありませんでした。これ、非常にいいことだと思います。閉鎖中は1か所あり、冬季閉鎖と考えます。

修理は早急にやらねばなりません、閉鎖せずに解放できればと考えますが、閉鎖する基準はどのように決めているか、お聞きします。というのは、トイレについては全体のリストも特にありませんので、仮にそこに行っただけの方が行ったら閉鎖中ってことになると、やっぱり、そういう情報、前情報があるかないかによっては多少使用する側の心情にも影響してまいりますので、1項目だけになります、閉鎖する基準等については、お聞きします。

以上です。

〔12番 中山万宝君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

**○市長(伊藤 祐三君)** お答えをいたします。

閉鎖につきましては、利用頻度の低いトイレを対象にしまして、凍結によって設備が破損をすることを防ぐため、閉鎖をしております。

閉鎖解除につきましては、この、こうした凍結が緩んでくる3月を予定をしております。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔12番 中山万宝君 起立〕

**○12番(中山 万宝君)** お聞きしました。

次に職員管理のトイレを業者委託にしたかどうかについてです。

市内に5か所あり、結果はあれですが、良好は1か所だけでした。職員管理にした経緯は不明ですが、管理状況から推測しますと無理があるのではと考えます。

なぜ汚れているトイレが多いのか要因分析が必要ですが、現在の委託先5者に指定管理を委託したらどうかと考えますが、見解をお聞きしたいと思います。

〔12番 中山万宝君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

市としましては、職員がトイレ清掃を行っている箇所につきましては、使用頻度が多いトイレから順次業者委託へ切り替えております。

今後も、業者の対応可能な範囲、また予算なども踏まえまして、業者委託へ移行してまいります。職員の負担軽減もありますし、清掃の効率化といった向上を図ってまいりたいと考えます。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔12番 中山万宝君 起立〕

○12番（中山 万宝君） お聞きしました。

トイレ管理について細かく質問し、お答えをいただきました。さきに申し上げましたが、トイレは市の顔であります。駒ヶ根市の目指す姿、基本理念、愛と誇りに満ちた駒ヶ根市を支える一つで、トイレ管理は目立ちませんが、大事な要素であると考えます。質問として出しませんでした。トイレ表示がない、表示がよく見えない、トイレ内照明電気センサーの感知の有無などがありますので、どうか確認をしてみてください。

多くの事項がありますが、検討し、実現されるようお願いしておきます。

なお、今回調査した詳細データは、各課と共有化し、今後のための資料としていただくようにしてあります。

それから、これ、感想の追加になりますが、トイレの数について、非常に多いコンビニ、それから公共施設、観光用の店舗、観光施設、ただ、どこにあるのかっていうのは大体推測はできるんですが、こういったのは、どこにトイレがあるっていうのは、観光地によってはちゃんと表示してありますけども、市内、実際に市街地に来た場合にはどうかっていうことも少し考えていくといいと思いました。

それから、氣賀澤議員のほうで少し出ました災害時ですね、やはり、この使用の方法、あそこが無管理だとすれば、いざ災害っていったときにあそこへ集中する場合もありますので、先ほども出たルールなんかの徹底をして、これから必要になるかというふうに思っておりますので、この辺の検討もこれと併せてしていただくとありがたいと思います。

次の質問に入ります。最後になります。「磐田の森について」伺います。

磐田の森は磐田市との友好のあかしとして昭和62年5月14日に設置されました。場所は古城公園と隣接し、新緑から紅葉までの風景は素晴らしい場所です。

ただ、残念なことは、気軽に行ける場所がない点と熊や猿等の出没が推測される場所でもあります。

歴史ある場所ではありますが、気軽に行くことができ、熊、猿等の被害リスク回避のためにも移転を考えたかどうか、提案しますので、市の見解をお願いいたします。

以上です。

〔12番 中山万宝君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

御案内のとおり、磐田の森ですが、中央アルプス山麓、標高1,050m付近の古城場公園の最上部でございます。

磐田市とは、昭和42年、友好都市提携を結び、昭和50年代後半には友好都市交流記念として磐田市の市民

団体等によりまして古城公園の一角に記念植樹が行われるなど、交流が続いております。こうした経緯から、昭和62年、友好都市20周年を記念をいたしまして古城公園に磐田の森が設置をされました。

その後、磐田市のスポーツ少年団、自治会、ライオンズクラブの方々によりまして植樹が行われ、平成4年には磐田市議会による25周年の記念植樹も行われました。

平成10年には、30周年を記念をいたしまして、市としまして、あずまややベンチ、園路を整備しております。

本年度も磐田の森にあります老朽化した名称看板を更新いたしました。市制施行70周年記念式典においていただきました磐田市の草地市長とともに看板のお披露目を行っております。

来年度は磐田の森の東側で上伊那郡市植樹祭が予定されております。磐田の森を含めた一帯を公園として大いに活用されることが期待をしているところであります。

こうした経緯、あるいは多くの交流事業が行われてきたことを踏まえ、移転は難しいと考えております。

御指摘のように、磐田の森には車で行くということが想定をされます。今後、案内看板などを設置するなどして、より使いやすいよう検討をまいります。

また、2つの市の友好シンボルとしまして広く利用していただけるよう、市報、ホームページなどで引き続きPRをまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔12番 中山万宝君 起立〕

**○12番(中山 万宝君)** お聞きしました。

非常に歴史あるものなので、実際に、私が考えてみれば、植樹等が中心になっていい憩いの森になっていくとは思いますが、これを踏まえ、移設が難しい場合、どうしたら行ってもらえるか、これはどうしたら市民だとか、あるいは観光に来られた方の身近なものになるかの検討が必要じゃないかと思っています。

磐田の森について市民に周知も必要だということを先ほど言いましたが、あと、古城公園にあるあかつきの塔と、塔からの眺望や周辺の紅葉は素晴らしいものです。周辺の景観と併せてこのよさをPRしていく方法もあります。

先ほど市長が言われました交通手段ですが、菅の台から徒歩32分、車で移動というのは移動手段も非常に課題になってまいります。実は私も、軽トラだったんですけど、行ったんですが、やっぱり時期によっては非常に厳しい状態でもありました。

現地の魅力を生かしていく工夫を考えてみようではありませんか。

以上で質問を終了いたします。

〔12番 中山万宝君 着席〕

**○議長(小原 茂幸君)** これにて中山万宝議員の一般質問を終結いたします。

昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩。

午前11時38分 休憩

午後 1時00分 再開



○議 長（小原 茂幸君） 再開いたします。

午前に引き続き一般質問を続行いたします。

発言順位3番、竹村誉議員。

〔10番 竹村誉君 登壇〕

○10番（竹村 誉君） 皆さん、こんにちは。（一同「こんにちは」）会派アルプス、日本共産党の竹村誉です。

温暖化の中でも12月に入り冬らしい寒さがそれなりに戻ってきました。今年も師走を迎え、足早に一年が過ぎていくことへの焦りを、寒さはこちらにも感じますが、新しい年に希望がつながるよう12月議会に臨んでまいります。

それでは、通告に従いまして、最初に「市内における学習スペースの確保について」質問します。

駒ヶ根市議会は、高校生に議会を知ってもらい、高校生の視点から政治を考え、その中で生まれた提案を議会の中で市政に反映させる目的の一つとして赤穂高校での高校生未来会議を企画しました。御承知のように、6日にはこれまでの取組の締めくくりとしてクラスの代表による発表が議場で行われ、高校生たちの思い思いの願いが提案されたところです。

今回、私が市内における学習スペースの確保について取り上げたのは、担当したクラスの提案に市内に学習スペースが欲しいという要望がありました。議場での最終発表の選考には漏れましたが、ほかの班の学生も含め、このことへの多くの高校生たちの共感があると感じ、かつ当市に足りていない課題もそこにあると受け止めたからです。

その中で、高校生が感じている当市の学習スペースの環境の受け止めは、まず駅から遠い、駅の近くにある限られた施設でもスペースが狭かったり利用できる人数が限られていたり、時間帯も短いなど、安心して静かに集中して勉強できる学習環境の場が少ないということです。

6月議会で、藤井議員の学習室、コワーキングスペース新設、この質問に対して市長は現状の対応で有効に取り組んでいる的な答弁をしていましたが、学生たちの受け止めは全く違います。

学生たちが学習スペースに求めている形を紹介しますと、まず駅から近い場所に一定の収容能力を持った規模の施設を、利用時間帯も一定時間確保され、自習室は集中して勉強できるよう隣から仕切られた机で静かに学べる環境というものです。

さらに、用途に応じたフリースペースと学習室を分けた構造で、学生だけでなく、地域住民も気楽に立ち寄れる交流の場、そして飲食、軽食なども取れる場所を備えていればなおよいというものです。

そんな都合のいい環境の場があるのかと調べていたら、学生たちが教えてくれました。箕輪町の防災交流施設みのわBASEです。早速、担当していた議員3人で見に行ってきました。

みのわBASEは災害時は避難施設としての拠点、平時は地域のコミュニティー施設として建てられたものですが、伊那松島駅から徒歩数分で、1階に防災倉庫とフリースペースとして学習交流コーナーや図書コーナー、カフェコーナー、キッズコーナーに授乳室を設け、2階は3種類の会議室と30人以上が自習できる学習室を設けています。

伊那市にも消防署跡地に若者と産業が息づく拠点施設 a 1 1 1 a があり、市民や学生たちを受け入れる施設と

して活用されています。ほかにも「いなっせ」や伊那市図書館が駅に近い学生たちの自習の場所として活用され、喜ばれています。

駒ヶ根市も多少そうしたスペースもありますが、条件にかなう充実した場所ではないのも事実です。

伊南に高校を立地している自治体の当市としては、こうした学生たちの声に応える責任もあるのではないのでしょうか。

質問です。学習スペースの施設充実を担う学生の声が寄せられています。高校周辺や小町屋駅、駒ヶ根駅周辺などに学習に集中できる一定の規模を持った施設整備を既存の建物の活用も含め実現していく考えについて市長の見解を求めます。

〔10番 竹村誉君 降壇・質問席へ移動〕

〔市長 伊藤祐三君 登壇〕

**○市長（伊藤 祐三君）** お答えをいたします。

学習スペースの確保につきましては6月議会で藤井議員の一般質問にお答えをいたしました。

現在、市内で学習できるスペースとしましては、まちなか周辺では、図書館や赤穂公民館1階の自習スペース、駒ヶ根駅周辺ではアルパ2階のフリースペースや「ばとな」があります。これらの施設は開設日や開館時間が異なりますが、空いている会議室を開放したり、若者たちが入りやすい雰囲気に取り組んでいただいたり、それぞれ工夫をしていただき、中高校生の利用者は増えております。

若い世代が学習に集中できる場所や集まる場所は仲間づくりやコミュニケーションを図るために必要だと考えます。

今年度も、赤穂高校でのウミガメプロジェクト、地域探究講座では、まちなかで学習や交流ができるたまり場の在り方を研究をしていただいております。

市として新たな施設を整備することは、現時点では難しいと考えます。まずは既存の施設の管理、運用等を見直し、使い勝手のよい運営を目指します。

〔市長 伊藤祐三君 降壇〕

〔10番 竹村誉君 起立〕

**○10番（竹村 誉君）** 答弁いただきました。6月議会、藤井議員の答弁と同じ答弁で、はっきり言って残念なわけですけど、そんな中でも利用は増えているという答弁でしたけど、そして現時点では新しくそういったところをつくることは難しいということでした。

でも、市長が持っている感覚と生徒の持っている感覚は違うわけです。なんで、そういったことをちゃんと受け止めてほしいと強調しておきます。

私は、駅に近く、管理の目が届き、学生たちも安心して過ごせる場として、そして小町屋駅にも近く公な管理下にあるこの市役所の敷地内、あるいは敷地周辺にこんな居場所ができれば理想だと感じます。ぜひ、ほかの案も含め、実現を前提にした検討がされることを求め、このことを強調しておきます。

次に2番目の「リニア残土を使った竜東土地開発事業について」質問します。

新宮川岸の竜東土地開発事業の埋め土工事は、当初の進捗計画より遅れているとはいえ、順調に進んでいると思われま

一方で、竜東振興拠点施設整備事業の当初の計画にも盛り込まれていました交差点周辺3か所の飛び地の整備に関して、本工事期間中に同様に進めるべきだというのが地元の願いでもあります。

中沢においての開発委員会の説明会では、市は飛び地に関しては本工事期間中にJR東海の責任下での事業として同時にできるかどうか曖昧なニュアンスであったこともあり、心配しているところです。

この飛び地の3か所は、雑木やアレチウリが繁茂し、見通しが悪く、景観を損ねています。くぼ地となっているので土地利用としても生かされていないのが現状であります。せっかく現在工事中の一角が整備され一新するのに飛び地3か所が景観を損ねて生かされないのでは、期待も利便性も半減してしまいます。

しかし、この間、その後の過日の議会全員協議会での説明では、長野県が行っている地域の特色を生かした信州いい川づくりモデル事業、この誘致に新宮川の河川が決まったということで、ここの関連でも整備を進めていきたいというような説明があったかと思えます。

質問です。この信州いい川づくりモデル事業との関連も踏まえ、飛び地の具体的整備の進められ方と住民意見が反映される整備が可能となるのか、答弁を求めます。

〔10番 竹村誉君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

**○市長（伊藤 祐三君）** お答えをいたします。

新宮川岸地区の竜東振興拠点施設整備事業につきましては、さきの全員協議会で説明申し上げましたとおり、令和11年度の施設オープンに向け進めております。

お尋ねをいただきました新河岸交差点周辺の飛び地整備につきましては、地元の皆さんの要望も踏まえ、今後具体的な検討を進めてまいります。

全協で説明しましたとおり、この拠点施設予定地の横を流れる新宮川は、今年度、県の信州いい川づくりモデル事業に採択されました。この事業は令和7年度から5か年計画で進められることになっておりまして、施設オープンと同じ令和11年度に完了することになります。

このため、施設と道路を挟んだ飛び地、そして新宮川を一体として新たな拠点として捉えていくことも可能だと考えております。施設が持つ農業振興や景観のよさに加えまして、親水性が高く多くの皆さんが楽しめるエリアが加われば、ほかにはない特色をアピールすることができます。具体的な活用方法を含めまして、地域住民の皆さんとともに知恵を出し合い、進めてまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔10番 竹村誉君 起立〕

**○10番（竹村 誉君）** 本工事が令和11年オープンってということで、この信州いい川づくりモデル事業も令和7年～11年度に行うってということで、この中で具体的に検討するとか、やっていきたいということだというふうにこちらも受け取りました。

そういうことで、ぜひ飛び地の整備を実現するためにも、何としてもJRが進めている工事期間中に同様の埋め土工事をして進めてもらわなければ飛び地の整備はかなわないというのが多くの意見ですので、信州いい川づくりモデル事業の工事計画の中での関連整備として整備がかなうのか、経費負担も含めて心配するところもありますが、いずれにしても飛び地の埋め土実現が前提にあって、住民意見が反映される整備計画になることを求め

て、強調しておきます。

次に、リニア残土の安全性の担保について、受入れ自治体として検証を行う考えについて質問します。

リニア残土の安全性については、工事が行われている各地で土壌汚染対策法の基準値を超える重金属を含む要対策土の発生や、その処理に橋梁工事などへの使用、置場の課題など、あちこちで問題にもなり、報道もされています。

現在、当市では持ち込まれているリニア残土の安全性をJRの報告をもって担保としていますが、新宮川岸のように河川に隣接し、排水が下流域に影響を及ぼし、農産物を生産する場としても、万が一でも汚染されるようなことがあってはならないことです。

今後のことも含めて、埋め土の責任ある受入れ自治体として検査業者に依頼して受入れ残土の検証を行うべきだと考えます。

近隣では中川村で独自に受入れ残土の検証を検査機関に依頼して安全性の担保としています。当市としても独自に検証を行うべきではないでしょうか、市長の見解を求めます。

〔10番 竹村誉君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

**○市長（伊藤 祐三君）** お答えをいたします。

新宮川岸地区土地改良事業につきましては、令和3年10月20日、事業主体であります新宮川岸地区共同施行委員会と東海旅客鉄道株式会社、駒ヶ根市の3者で新宮川岸地区土地改良事業に関する覚書を締結しております。

この覚書の第7条第3項には、JR東海が、発生土に含まれる自然由来重金属等々、発生土の長期的な酸性化の可能性について調査をし、環境省の土壌汚染対策法施行規則に定める土壌溶出量基準等を満足していることを確認した上で事業地へ搬入すること、その調査結果を新宮川岸地区共同施行委員会に報告することが定められております。

また、JR東海からは、毎月開催をし、新宮川岸地区共同施行委員会役員の方も同席をされておられる新宮川岸工事定例会議で自然由来重金属等の調査結果の報告を受けており、基準値を超えていないことを確認しております。

したがって、駒ヶ根市へ搬入される発生土は検査基準を超過していないことが確認された発生土のみが搬入されることになっております。現段階で市独自の調査を行う考えはありません。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔10番 竹村誉君 起立〕

**○10番（竹村 誉君）** 市長は市独自で行うつもりはないということですが、中川村も同様にJRの報告と、それから独自にあえて行っているわけです、村の単費で行っているという話でしたけど。

中川村のリニア残土の検証方法ですが、検査機関に依頼し、月に1回程度の頻度で、職員立会いの下、大鹿の現場に出向き抜き打ち検査を行っているということです。検査は1日で結果が分かるタイムリーな方法とのことなので、現在のJR東海からの検査結果報告のみを確保、担保するだけではなく、当市としても受入れ残土の安全性確認を自前ですべきです。改めて検討をお願いします。

次に3番目の「民俗資料館受入れ環境の整備について」質問します。

中沢の民俗資料館の常設展示に関しましては、博物館が所管となり、登戸研究所調査研究会が主体で、調査活動からの貴重な資料や遺物を展示し、ガイドもしています。第二次世界大戦中に被った郷土の史実を明らかにして事実と平和の思いを伝えていく意義のある常設展示の取組だと考えています。

この常設展示、10月12日から始まり、土日祭日を中心に冬期間の閉鎖になった11月30日までの1か月半ほど開館しました。また来年3月1日から再び開館するようですけど、この間の入館状況はどのようなものか、答弁ください。

〔10番 竹村誉君 着席〕

〔教育長 本多俊夫君 起立〕

**○教育長(本多 俊夫君)** 登戸研究所平和資料館は本年10月12日に開館をいたしました。11月末まで土日祝日の17日間と平日は予約制で5日間の計22日間開館し、328人の来館者がございました。

このうち芳名帳に御記入をいただいた方は140人で、市内110人、市外30人でした。遠くは北海道や沖縄からもお越しいただいております。

〔教育長 本多俊夫君 着席〕

〔10番 竹村誉君 起立〕

**○10番(竹村 誉君)** この間、1か月半ぐらいで328人ですか、来館されたということで、土日、全体で22日の間だけでこれだけの人が来てくれたってことは大変ありがたいことだと思います。

私も独自でガイドをされている登戸研究所調査会の方に来館者の方々の状況をお聞きしたり、ガイドの日誌を見せていただくと、先ほど教育長からの答弁ありましたが、市外からは上伊那7市町村の訪問者のほかに長野市、松本市、安曇野市、須坂市、岡谷市など、県外からも東京、千葉、静岡、岐阜、愛知、滋賀、兵庫、奈良、高知、沖縄などの記録もあり、団体では、先ほどもありました、5団体ほど、事前予約されて平日等に来館されたようです。

まだまだ始まったばかりで周知不足とはいえ、日誌を見せていただく限り、先ほど328って言いましたか、その来訪者が祝祭日を基本とした1か月半あまりに来ていただきました。関心を寄せて来館いただいたことに、ありがたく感じるところであります。

こうした登戸研究所平和資料館に関心を寄せて来館している方がいる中、次に、資料館の施設環境、トイレの課題について質問します。

今後もさらに資料館の受入れを充実させていくことを考えると施設環境が課題であります。

現在、常設展示は土日祭日を中心に開設しているので、休日に閉じている隣の中沢公民館のトイレを使用することはできません。資料館は建物自体が貴重な資料と言える古い建物を利用しているので、そこに新たに手をかけることは避けたいわけですけど、しかし入館者やガイド対応をしている方への最低でもトイレ利用の課題を解消する必要があります。

現在、資料館から遠く離れた中沢小学校体育館の裏側で小学校グラウンド北側にあるトイレを使うようにとされていますが、ガイド1人ならともかく、年配者も多い訪問者に段差も距離もある屋外トイレまで行くようお願いするのは酷の感があります。

そこで、中沢公民館トイレの北側壁に屋外から出入りできるドアをつけるなど、そういった改修で公民館の休日に屋外からもトイレを利用できるようにするなど、トイレの課題を解消する必要があると考えますが、市長の答弁を求めます。

〔10番 竹村誉君 着席〕

〔教育長 本多俊夫君 起立〕

**○教育長（本多 俊夫君）** 民俗資料館には来館者用のトイレはございません。そこで、登戸研究所平和資料館の開設に伴い、運営に協力をいただいている登戸研究所調査研究会の皆さんと相談をして中沢小学校の敷地内にある既存の外トイレを利用することとして開館をいたしました。

今年度は、土日に中沢公民館のイベント等がある場合には中沢公民館のトイレを利用し、閉館しているときは中沢小学校の外トイレを利用していただきました。

御提案いただきました中沢公民館の北側壁の改修は、今のところ考えてはおりません。が、今後、来館者数が増えていくことも予想されますので、中沢公民館の閉館時も公民館のトイレを利用できるかを含め、検討してまいりたいと思います。

なお、中沢小学校の外トイレの場所が分かりにくいという御意見もいただいておりますので、次回開館の3月までに看板設置などを考えておるところでございます。

〔教育長 本多俊夫君 着席〕

〔10番 竹村誉君 起立〕

**○10番（竹村 誉君）** 今後、来館者の状況を見る中で考えていきたいということですが、あそこへ行っていただくと分かると思いますけど、あれだけの段差と距離、歩いていくには本当困難で、車も入っていきけるかという、入っていけないことはないですけど、かなり狭い、軽なら入っていただけますけど、そんなような状況で、それだけ、ちょっと、結構過酷な、あの距離です。ちょっと、ぜひ解決していただくように検討いただきたいと思います。

市内外や県外にもこの平和資料館の関心が広がり始めていて、来館者も全国に広がっている状況もあるってことがありますので、トイレを中心とした受入れ環境の充実を推進することを改めて強調しておきます。

それから、来館者から、ほかにも資料館への道路案内の掲示や表示や照明が暗い問題、冬期間の寒さ対策の問題など、受入れ環境の整備の充実を願う声があります。来訪者の今後の動向を見ていく中で順次改善していくことを求めておきます。

また、松代大本営平和祈念館から登戸研究所平和資料館、飯田平和祈念館、それから阿智の満蒙開拓平和記念館を、これを巡る平和キネン館ツアーの企画に期待する声も聞かれます。今後の課題としても、こうした期待があることを紹介しておきます。

次に4番目の市内の森林の整備対応に木質バイオマス発電推進の考えはについて質問します。

現在、日本の主なエネルギーは、石油、石炭など、資源に限りがある化石燃料と、それから危険な原発です。

地球温暖化の大きな課題は二酸化炭素の削減です。私たちの生活を支えるために多くの化石燃料が使われています。ですが、二酸化炭素は大量に排出されています。どうしたら二酸化炭素をなくすことができるのか、答えは森にあります。

木質バイオマスを使って発生する二酸化炭素は、もともと森林が成長過程で大気から光合成で吸収した二酸化炭素であるので、木材をエネルギーとして利用するとともに、森林を再生させれば大気中の二酸化炭素に影響を与えない、いわゆる地球温暖化を防ぐカーボンニュートラルという性質を持っています。すなわち、化石燃料を使う代わりに木材を利用することで二酸化炭素の排出を抑え、地球温暖化の防止に貢献することになるんです。

世界に誇る森林大国日本、国土の3分の2が森林で覆われています。その4割が高度経済成長に伴い造林された成長が著しい針葉樹です。駒ヶ根市も面積の7割が森林です。

その森林の活用には最新の森林伐採の重機も必要になりますし、間伐材の活用も課題となりますが、最近では1台で伐採から枝処理をすることをこなす重機や、間伐材の用途はCLTパネルに加工するなど、多くの活用事例があります。

一方で、間伐して建築用に向かない、なり得ない木材も大量に発生します。製材過程で大量の端材を発生します。それらの端材や除伐材、木の皮を発電の燃料とするのが木質バイオマス発電です。

森を元気にするためには、繁茂するつる類を除去し、間伐して森に光を当てる必要があります。植える、育てる、活用する、また植える、このサイクルを維持するためにも木材を有効活用していく必要があります。

ここで質問です。森林整備に、間伐、除伐など、整備対応が課題です。地産地消の木材資源の活用や倒木被害の抑制、CO<sub>2</sub>削減、再生エネルギーの活用の観点、さらには新たな産業や雇用を創出する観点からも、バイオマス発電を誘致し、除伐材や除伐材2類の処理などを山林整備推進の一助として木質バイオマスを活用する考えはないか、市長の見解を求めます。

〔10番 竹村誉君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

**○市長（伊藤 祐三君）** お答えをいたします。

木材資源の活用につきましては、上伊那森林組合が行っておりますペレットストーブの燃料製造で駒ヶ根市の木材も活用されております。

御指摘の木質バイオマス発電所ではありますが、燃料となる木材を安定的に一定量を確保することができるかが課題だと承知をしております。こうした課題の解決に向けた方策を注視する必要があると考えます。

木質バイオマス発電に限らず、他の再生可能エネルギーも含めまして、民間企業などから事業展開の話がありましたら、市として可能な範囲で協力を行ってまいります。

駒ヶ根市の森林面積は1万2,475ha ございます。整備されない森林が多いことは課題となっております。こうした状況を踏まえまして、市は、地権者の意向を確認しつつ、森林環境譲与税を活用した整備を進めております。民間等による実施を含めると令和3年度から5年度までの森林整備面積は計およそ118ha となります。

引き続き林業事業者などと連携、調整を図り、進めてまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔10番 竹村誉君 起立〕

**○10番（竹村 誉君）** 駒ヶ根市、1万2,475ha っていう膨大な森林があつてっていうことです。そういう話があつたら可能な限り協力するっていう答弁がありましたので、ぜひお願いしたいと思います。

放置されている森林は年々大きくなり、昭和40年代の今は3倍にもなっています。

中沢区も県と市との契約造林を持っており、この間、県で一定の管理がされてはいますが、伐採時期と契約満了時期を迎え、その扱いに苦慮しているのが現状です。

木材をエネルギーとして利用する地域が増えていけば、発電のほか、発電で得られた熱エネルギーで温泉や温水プール、野菜栽培など、様々な用途で生かされ、新たな産業と雇用が生まれます。木質バイオマスが日本を活性化していく、駒ヶ根をも活性化していく、そう期待していますので、ぜひ誘致の話があった場合は検討ください。

次に5番目の「年収の壁、財政課題について」質問します。

総選挙を発端に年収の壁引上げをめぐる協議が国会の議論的となっております。この年収の壁は、収入が一定額を超えると税金や社会保険料の負担が発生するため手取り収入が減らない範囲で働くことを壁と表現しています。

103万円の壁は、年収がこれを超えると所得税が課税され、アルバイトで働く学生などは親の所得税の扶養から外れて親の手取りが減少します。

106万円の壁、130万円の壁とは、パートなどで働く女性が配偶者の扶養から外れ、年金や健康保険に加入して保険料を払うことで大幅に手取りが減ることです。

物価高騰の中、課税最低限の引上げは必要だという点では私も同じ立場ですが、その財源をどうするかによっては国民のためにならないことも出てきてしまうわけです。

この非課税を引き上げる経済対策への市長の見解を求めます。

そして、次に、財源問題で国税や地方税への影響も懸念されます。政府の試算では、この間出た国民民主党の案を例というか、軸にすると財源が7.6兆円必要になると、しかし、まだ制度がどのようになるのか、財源をどうするのか決まらない中での下で当市への影響を計るのは酷ですが、身構えておく必要はあります。当市への影響をどのように考えているか、答弁を求めます。

以上2問、お願いいたします。

〔10番 竹村誉君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

**○市長（伊藤 祐三君）** お答えをいたします。

いわゆる103万円の壁につきましては、御案内のとおり、現在、議論が行われているところであります。人手不足が社会的課題となる中、働き控えの解消などに向けて様々な議論が行うことは重要だと考えております。

しかしながら、仮に基礎控除額を国、地方で75万円ずつ引き上げた場合、国税と地方税を合わせまして年間7兆円から8兆円程度の影響があるとされております。

地方自治体の基幹税であります個人住民税は4兆円の減少が見込まれるほか、所得税の減収に伴う地方交付税はおおよそ1兆円の減少が見込まれるなど、地方財政に甚大な影響が懸念もされております。

特に個人住民税は市町村税収入の4割強を占めておりまして、都市自治体における最大の税目であります。地域社会の会費としての性格を有し、社会福祉や子育て、学校教育、公共施設運営、ごみ処理など、身近な行政サービスの基盤となっております。急激な減収となりますと、こうしたサービスの提供に重大な支障を来すことになると考えます。



駒ヶ根市では、基礎控除と給与所得控除を合わせた非課税枠を 103 万円から 178 万円へ引き上げた場合、個人市民税は最大 4 億円～5 億円の減少になると試算をしております。

103 万円の壁の見直しの検討に当たりましては、地方の意見を十分に踏まえ、住民に必要な行政サービスを提供する基盤である地方税財源に影響を及ぼすことのないよう、慎重に行っていただきたいと考えます。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔10 番 竹村誉君 起立〕

**○10 番（竹村 誉君）** 財源、はっきり決まっていない下ですけど、駒ヶ根市も重大な支障があるってことです。個人市民税、4 億円～5 億円の影響もあるっていうことを述べました。

この問題の背景には、この 30 年間、先進国で唯一賃金が上がらない上、物価高騰や社会保険料の負担増が生活を直撃して、高学費のために学生がアルバイト漬けになるなど、日本の政治のゆがみがあると思っております。

103 万円の壁は、そもそも学生がアルバイト漬けやそんなに働かなくても済むように、授業料の引下げや給付奨学金の充実を進めるべきであります。

106 万円の壁、130 万円の壁の最大の要因は、会社員配偶者の保険料免除の制度である 3 号年金制度にあると思っております。職種や性別に関係なく誰にでも適用される最低保障年金、この制度を創設して 3 号年金を廃止することで保険料の壁の解消に向かうことになると思います。

しかし、最低保障年金で問題を解決するには時間が必要です。当面の対策として、最低賃金を速やかに時給 1,500 円にすることにより、保険料や税金を差し引かれても手取りは今よりも大幅に増えます。それから、低所得者の社会保険料を軽減し、壁の高さを下げることです。

特に、国民健康保険の負担は大変重くなっている下で、国保財政に予算を追加して国保税——国保料を引き下げることなんです。ほかにも低所得者ほど負担の重い消費税の廃止とか引下げをするなど、解決しなければならない問題は、基本的な問題はあります。

そういった社会制度を抜本的に変えていくことが何よりも解決する道筋だと私は強調しておきたいと思っております。そのことを申し上げさせていただいて、私の一般質問の全てといたします。

〔10 番 竹村誉君 着席〕

**○議 長（小原 茂幸君）** これにて竹村誉議員の一般質問を終結いたします。

暫時休憩といたします。再開は午後 1 時 5 分といたします。

休憩。

午後 1 時 4 2 分 休憩

午後 1 時 5 5 分 再開

**○議 長（小原 茂幸君）** 再開いたします。

午前に引き続き一般質問を続行いたします。

発言順位 4 番、押田慶一議員。

〔8 番 押田慶一君 登壇〕

**○8 番（押田 慶一君）** 本日の 4 番目、会派創風すずらん、押田慶一です。

先ほどのね、挨拶の中にもありましたが、猛暑が続いた夏がやっと終わり秋が来たかと思ったら、あっという

間に冬が来た感じがします。最近では雪が舞う日もあり、寒さも本格的になり、風邪など体調を崩す方が多いように思います。かくいう私も風邪をひき、いまだ喉の具合がよくありません。お聞き苦しいこともありますが、御容赦ください。

では本題に入ります。

1 番目の質問事項、今回のビームスジャパンとの連携後の取組についての考えはです。

去る 1 月 5 日にビームスジャパンによる新商品開発・既存商品ブラッシュアップ支援事業の新商品発表会が開催されました。これには私も参加しました。ケーブルテレビのエコーシティー・駒ヶ岳でもこの模様を繰り返し再放送していたので、目にした方もいたのではないのでしょうか。

ビームスジャパンは大手セレクトショップで、また国内に 3 店舗を展開しているビームスが展開するブランドです。

今回、駒ヶ根市と連携し、市内の 4 事業者がビームスの監修を受けて新商品を開発しました。今年の 5 月からビームスのアドバイスを受けながら新商品を開発したのは、金属加工のヨウホク、伊那紬の久保田織染工業、メッキ加工の塚田理研工業、オフィス家具のトヨセットの 4 社でした。開発期間も短く、苦労されたこともあったようですが、知名度の高いビームスとの連携が社員のモチベーションになったなど、前向きな意見が多かったようです。

この支援事業は、認知度をアップし、販路の拡大により地域の稼ぐ力をつけ、また地元企業への就職の増加に寄与できればということです。相乗効果で市内の企業に活気が出るので、よいと思います。

この支援事業は、応募により、その中から先ほどの 4 事業者が決定されましたが、どのような基準で選定しましたか、壇上からの質問といたします。

〔8 番 押田慶一君 降壇・質問席へ移動〕

〔市長 伊藤祐三君 登壇〕

**○市長（伊藤 祐三君）** お答えをいたします。

駒ヶ根市は、本年度、高い技術力を持つ物づくり産業を市の宝と考えまして、アパレルや雑貨などのセレクトショップで知られるビームスジャパンと力を合わせ、開発力や技術力を磨いたり、新商品開発につなげる新規プロジェクトに取り組みました。その結果、ビームスジャパン監修の新商品としまして 19 品が完成をし、1 月 6 日からふるさと寄附の返礼品として各種ポータルサイトで取扱いが始まりました。

また、ビームスの公式オンラインショップでも 1 月 2 日から 2 月 1 日まで販売が行われております。

来年度以降もふるさと寄附の返礼品として継続的に掲載される予定であります。

この参加事業者募集には市内 21 者の応募がありました。それぞれの事業者の情報と監修を希望する商品情報を市とビームスジャパンが選考基準として設けました 3 つの視点から審査を行いました。この視点は、地域や空間、物の背景にあるストーリー性があるかどうか、地域性を感じられる商品であるか、今後の新たな可能性を感じられるかといった 3 点であります。こうした審査の結果、4 者を事業者と決定いたしました。

〔市長 伊藤祐三君 降壇〕

〔8 番 押田慶一君 起立〕

**○8 番（押田 慶一君）** 答弁をお聞きしました。

この4者はそれぞれ特徴のある企業でしてね、できた作品も——私も拝見いたしました——なかなか面白いものができたのではないかなと思います。

続いて次の質問です。

今回開発された商品はそれぞれの企業の特徴を生かした力作でした。この商品は、ビームスのオンラインサイトで、期間限定、11月21日～12月18日の約1か月間販売しており、駒ヶ根市のふるさと納税の返礼品としても扱っています。

基本的には、作成した商品は自社で販売を、販路を拡大していくのが筋でしょうが、今回の商品は、駒ヶ根市とビームスジャパンが連携し、市内の企業がアドバイスを受けながら開発したというストーリーがあります。

せっかくですので、この取組や商品を認知してもらうために、例えば商工会議所や市役所のホールに展示をするとか、駒ヶ根ファームスで展示販売をするとか、市民を含め、より多くの方が目にし、知ってもらうことが販売や今後にもつながるのではないのでしょうか。官民のバックアップにより盛り上げていくことも必要ではないでしょうか。

そこで、今後の連携での商品のフォローアップは市はどのように考えていますか、答弁を求めます。

〔8番 押田慶一君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

**○市長（伊藤 祐三君）** お答えをいたします。

先ほど御紹介いただきましたように、11月5日、新商品のお披露目、そして商品が完成するまでの取組の経過を紹介する発表会を行いました。これまで地元の新聞社の記事や地方紙などで特集で紹介されたこともありまして、地域や市民の皆さんの関心は高かったものと感じております。

今後のフォローアップとしましては、引き続き市のホームページや市報、SNS等も活用し情報発信をしております。多くの方に広く認知いただくことで地元事業者への関心が高まり、就労者の増加につながる効果も期待をしております。

あわせて、来年1月には、市と商工会議所がビームスジャパンの皆様を講師にお迎えをし、稼ぐ力を身につけるためにはどうすればいいかをテーマとして経営講座を開く予定にしております。

今年度のビームスジャパンとの取組は、県内市町村では初めての試みでありました。行政と事業者、一体となって地域の稼ぐ力をつけていくことは大変意義深いことだと感じております。今後も広報活動を続ましてフォローアップに努めてまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔8番 押田慶一君 起立〕

**○8番（押田 慶一君）** 答弁をお聞きしました。商工会議所ですね、研修というかを行うということで、このね、取組をね、生かしていけるものをね、継続していくということで、それ、いいことだなと思います。

あと、ちょっと先ほども言いましたが、やはり販路、せっかく作ったのですからね、販路拡大、これも、市が販売するわけにもいかないですし、インターネット、ホームページにね、掲載することは可能でしょうが、やはり、そのところもフォローアップというか、販路の部分も合わせてやっていくと今後にはいいのかなと思いました。

それでは、この項目の最後の質問になります。

先ほども述べましたが、この支援事業がマスコミに取り上げられ、駒ヶ根市の企業支援活動の認知度もアップしたのではないのでしょうか。

また、参加された企業も、苦労した面もあるでしょうが、新商品開発のノウハウや知名度アップなど、メリットがあったと思います。

せっかくの取組をね、1回だけで終わらせるのはもったいない気がします。第二第三の支援事業を行い、市内企業の活性化、イメージアップなどにより、就業者増にもつながるのかもしれませんが。

いずれにしても、後に続く企業、そして商品を育てるという意味でも、今後もビームスジャパンとの開発支援事業での連携を考えていますか、答弁を求めます。

〔8番 押田慶一君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

**○市長（伊藤 祐三君）** お答えをいたします。

今回のプロジェクトに参加された事業者からは、職場内で一体感が生まれた、あるいは開発に携わる経験をしたことで自信になった、仕事に対するモチベーションが上がったなどのお声をお聞きしております。意識の変化が起こったものと感じております。

最大の成果は、参加した4者は、これまで企業と企業の取引、いわゆるBツーBビジネスが主流でありました。今回の取組が一般消費者へ提供するBツーCのビジネス参入するきっかけとなり、可能性の幅を大きく広げたことだと考えております。

こうした成果を踏まえまして、さきの全員協議会でもお示しをしました駒ヶ根市実施計画に盛り込ましていただいたとおり、今年度も含めた3年間はビームスジャパンとの連携を継続したいと考えております。来年度以降も引き続き、行政と事業者、一体となりまして地域経済の発展に努めてまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔8番 押田慶一君 起立〕

**○8番（押田 慶一君）** 答弁をお聞きしました。市長もね、言われるとおり、企業のモチベーションも上がると、これがいい意味で連鎖して市内の企業が盛り上がっていけばね、とてもいいことだと思いますので、継続して取り組んでいただければと思います。

続きまして、2番目の質問事項として「自治会への加入及び参加を促進する条例の制定についての考えは」についてです。

最近の一般質問でも自治会関連の質問は多く行われており、それだけこの課題解決は重要となっています。少子高齢化が進み、人口減少、空き家問題、コミュニティの崩壊、防災や災害時の対応などの社会問題は年々深刻化しており、自治組織はこれらと深く関連していて、改めて在り方が問われています。

駒ヶ根市では、令和5年12月より令和7年12月頃まで約2年をかけて自治組織の在り方検討会を実施し、構成員は区からの推薦や自治組織未加入の中から公募の方、共通の課題がある団体、子育て世代、移住者、学生、企業からの推薦など、様々な立場の方が参加し、自治組織に関する課題に取り組んでいます。今後の方向性を示す重要な検討会だと思います。

各区で大枠の組織形態は同じであります、課題は様々、また生活環境などにより自治会存在そのものに疑問を持つ方もいます。そのような中、組織の在り方をまとめていくのは非常に困難であるかと思えます。

自治会は、市民と行政が共通の認識の下、協力してうまく回っていくものだと思います。この検討会は、市民、住民側——各団体も含めますが——から提言をいただきますが、市のほうは自治会の役割についてどのように考えていますか、答弁を求めます。

〔8番 押田慶一君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

**○市長（伊藤 祐三君）** お答えいたします。

自治組織の役割につきましては、昨年12月の市議会でも竹村知子議員にお答えをいたしました。

日々複雑化している地域課題につきまして、行政だけで解決できる範囲は限られております。自治会はコミュニティーの力を生かし、防災、防犯など、地域の安全・安心、環境美化、学び合い、交流、親睦、高齢者支援などの支え合いを担っていただいております、地域社会の中核だと言えます。

また、地域内での情報伝達や行政などへの陳情、要望なども行っております。

こうした意味で自治組織はまちづくりの中心的な担い手であると考えております。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔8番 押田慶一君 起立〕

**○8番（押田 慶一君）** 答弁をお聞きしました。

在り方検討会でも、市と参加者っていうんですかね、住民、市民の方ともしっかりすり合わせをしていただいて、共通認識の下、同じ方向でやっていただければなと思います。

次になりますが、検討会において、松本じゃない、白戸先生ですね、白戸先生の講演会から、整理項目として自治組織在り方検討会の共通理解というものがあります。

ちょっとこの内容をお話ししますと、現状の認識、昔の自治組織のありようには戻れないということ、見直しの方向性ということで、新しい原則で自治組織をつくり直すということ、それからアンケート結果から浮かび上がった課題へのアプローチということで、自分のことは自分でやると、自分を地域の真ん中に置いて考えるということですね、それからゆでガエルにならないと、負担を軽減するより存在価値を高める、ちょっとしたことから始めましょう、情報の共有と分かりやすい説明、役員のOBを活用、自発的な地域づくり活動との連携、百人の一步より一人の一步、これは、私もね、講演にね、行きまして、非常に印象に残った言葉です。以上のことがあります。

以上を踏まえまして、将来の地域を支える駒ヶ根モデル創設へとあります。この共通の理解は、現状認識、課題、アプローチなど、具体策であります、この先にある駒ヶ根モデルはビジョンやこうなったらいいなという姿を市長はどのようにイメージしていますか、答弁を求めます。

〔8番 押田慶一君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

**○市長（伊藤 祐三君）** お答えをいたします。

市が設けました自治組織の在り方検討会では、昨年12月からこれまで講演会と視察研修を合わせまして計6

回の会議を開催をし、グループワークによって課題となるテーマについて議論を進めております。

第2回では、御紹介いただきました松本大学の白戸教授により「自治組織役員のゆううつ」という講演会を行いました。

第5回は、防災と自治組織、ごみや子育て、福祉などのシステムと自治組織、若者に移住・定住先に選ばれる地域と自治組織の3つのテーマで、第6回では自治組織がなくなったらどうするかなどをテーマに、それぞれ議論を深めていただいているところであります。

こうした検討会の詳細につきましては市のホームページに随時掲載をしております。

議論の中では、メリットやデメリットといった合理性の議論から、区や自治会などの自治組織による人と人のつながりの重要性や交流、支え合いの場としての役割、話し合いによる対話の重要性などが指摘されております。

今後は、これまで進めていただいた議論を区や自治会などの皆様にどう伝えていくかを検討していただく計画であります。

こうした取組によりまして、広く市民の皆さんに検討会の議論の経過を御理解いただき、共有していただければと思っております。具体的には、来年度、市民の皆様に参加いただいてフォーラムディスカッションのような催しを開催したいと考えております。

また、今後、検討会がまとめる提言を踏まえて、市民一人一人がそれぞれ所属されておられる自主組織をどうしたいのか、御自身のこととして考えていただき、それぞれの組織で議論が始まるきっかけとなることを期待をしております。

市としましては、情報提供などを進めて、こうした議論をサポートしたいと考えます。

駒ヶ根モデルは、こうした取組や市民の皆さんの対話などから生まれるものだと考えます。時代の変化を踏まえて、自らの地域のことは自らで考え、自らが実行する、こうした地域内自治が実現することを目指してまいります。

市民の皆さんが生き生きと暮らせる魅力ある駒ヶ根市につなげていきたいと考えます。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔8番 押田慶一君 起立〕

**○8 番（押田 慶一君）** 答弁をお聞きました。

対話、これは一番重要なことだと思います。そして、これを市民の方にどう伝えていくのが一番難しいのではないかと思います。

その先に、市長、言われましたように、市民フォーラムディスカッションを行うということで、これをできるだけね、多くの機会を持って、やはり市民の方に伝えて、理解してもらわないとなかなかうまく回っていかないのかなと思いますので、ぜひ実行していただければと思います。

次の質問に移りますが、前2つの質問は検討会や市の考え方などを問いましたが、最後の質問は市民、住民、事業者が自治会の基本理念などを理解し、安心して暮らせる市を目指すことを目的とする条例制定についてです。

自治会への加入及び参加を促進する条例は、実は制定している市町村は意外と多く、町内会関係の書籍に掲載されていた資料には24市町村ありました。これは加入参加の促進に特化した条例で、これだけ自治会の加入に課題を抱えている自治体が多いということです。

駒ヶ根市は、令和3年の自治会加入率は75.7%、令和8年までに80%を目標としています。これからの時代、加入率を上げることは難しくなっていくと思われまます。検討会で素晴らしい駒ヶ根モデルが出来上がったとしても、例えば加入率が50%であったらあまり意味がありません。

一つの例を示しますと、川口市の町会・自治会への加入及び参加の促進に関する条例は、第1条に「市民がその地域社会において、相互に支え合い、安心して快適に暮らせる良好な地域社会の実現に寄与することを目的とする。」とあります。

第3条の「基本理念」では、町会、自治会の役割、活動の指針、自主性の尊重などがうたわれ、ほかに市民、事業者の役割、市の責務を明文化しています。

条例制定により市民の自治組織に対する意識も変わると考え、また自治会の加入率を上げていくためにも、他市町村の条例を参考にしながら駒ヶ根市町会・自治会への加入及び参加の促進に関する条例を制定することについての考えは、答弁を求めます。

〔8番 押田慶一君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

**○市長（伊藤 祐三君）** お答えをいたします。

駒ヶ根市は平成20年に制定をいたしました駒ヶ根市協働のまちづくり条例でまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民参加、そして協働のまちづくりに関する基本的な事項を定め、活力ある豊かな地域社会の実現を図るとしております。

この条例では、第4章「地域自治の確立」で自治組織の意義及び地域住民の責務を規定しております。

第9条第2項では、市民は全員が自治組織に加入するとして「地域の一員としてその責務を果たしていくことに努めるもの」としております。

また、同条第4項では「市は、自治組織の自主性及び自立性を尊重し、協働してまちづくりを進めるもの」としております。

この条例は、市民憲章の理念に基づき、安全と安心に包まれ生き生きと生活できること、次代を担う子どもたちが夢と希望を抱き健やかに成長できる、人と人との絆を大切にし共に支え合える、意欲と喜びを持って働くことのできる、にぎわいと活力に満ち、自然と調和し、環境に優しい、こうした6項目の進めるべきまちづくりを示しております。

その上で、こうした課題を克服して進めていこうということでありまして、市としましては、この条例の精神にのっとり、自治組織や市民の皆さんとともに取り組んでまいりたいと考えております。

したがいまして、新たに条例を制定する考えはございません。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔8番 押田慶一君 起立〕

**○8番（押田 慶一君）** 答弁をお聞きしました。平成20年にね、駒ヶ根市協働まちづくり条例、つくられたということで、これはまちづくりの全般の条例ではありますが、私は、条例の制定というのは加入と参加に特化したものでありますが、その中に含まれているということでもあります。

そして、条例は言ってみれば市の法律みたいなもので、罰則規定があるわけではないんですが非常に重要なも

のです。

それでね、これね、つくったら終わりではなく、それにのっとって自組織の在り方検討会も進めていくんでしようが、これを生かしてね、意味のあるものとなります。

そこで、ちょっと再質問をさせていただきます。

駒ヶ根市独自の自治組織への加入率促進条例を制定する考えがないのであれば、既にあるね、今お話ありました駒ヶ根市協働のまちづくり条例の自治組織に関連する部分、今、市長が述べられましたけども、その部分を、在り方検討会、今ね、行われている在り方検討会が開催されていますので、これ、よい機会になると思うので、そこにおいて、研修というか説明というか、改めてこの部分をね、お話をして、こういうベースがあるというものね、伝えていくことをね、検討する考えはないか、答弁を求めます。

〔8番 押田慶一君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

**○市長（伊藤 祐三君）** お答えをいたします。

在り方検討会では様々な観点から御議論をいただいているところであります。

今御提案のありましたこのまちづくり条例につきましても議論の材料といたしまして、広くお示しをして、皆様に議論の材料にさせていただければと思っております。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔8番 押田慶一君 起立〕

**○8番（押田 慶一君）** ぜひ、その在り方検討会でも、この条例というか、市の考えというものをね、しっかり伝えていただいて、よりよいね、方向性を示していただければと思います。

以上で私の一般質問を終了いたします。

〔8番 押田慶一君 着席〕

**○議長（小原 茂幸君）** これにて押田慶一議員の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後2時35分といたします。

休憩。

午後2時23分 休憩

午後2時35分 再開

**○議長（小原 茂幸君）** 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

発言順位5番、竹上陽子議員。

〔1番 竹上陽子君 登壇〕

**○1番（竹上 陽子君）** 皆さん、こんにちは。（一同「こんにちは」）本日発言順位5番目の会派アルプス、日本共産党の竹上陽子です。よろしく願いいたします。

昨今の気候変動によって農産物にも今年は大きく影響が出ました。カメムシの大量発生が米や果樹に対して被害をもたらし、米についても一等米が僅か、果樹についても贈答品がほとんどないという実態だと、家事農家の方も大きな減収になると嘆いておられます。



さて、それでは通告順に従いまして一般質問に移ります。

本日は3つのテーマで質問いたします。

まず最初の質問です。「不登校の急増による居場所への公的支援について」です。

不登校の児童生徒への支援については9月議会で宮下稔議員が行っております。私も昨年12月と今年の3月の議会一般質問で取り上げてまいりました。

今回はその不登校児童生徒の居場所への公的支援の実施について質問します。

今年10月に、文部科学省23年度調査によると不登校41万人越え、過去最多を更新と新聞紙上での発表もありました。内訳を見ますと、中学校が21万6,110人、小学校13万370人、高校6万8,770人、またその中で自殺者が中学で126人、小学校11人、高校で260人という実態もあることが分かってきました。本当に悲しい事実です。

県内で見ても、中学校3,019人、小学校4,041人、高校845人という内容のものです。

不登校は11年連続で最多を更新し続けている現状があります。

この下で、駒ヶ根市の実態を聞かせてください。

壇上での質問とします。

〔1番 竹上陽子君 降壇・質問席へ移動〕

〔教育長 本多俊夫君 登壇〕

**○教育長(本多 俊夫君)** 令和5年度の駒ヶ根市内小中学校の不登校児童生徒数は、小学校37人、中学校56人で、全国と同様、増加傾向でございます。

本年度は8月末現在で小学校31人、中学校42人となっております。

〔教育長 本多俊夫君 降壇〕

〔1番 竹上陽子君 起立〕

**○1番(竹上 陽子君)** お聞きをいたしました。令和5年度が小学生が37人、中学生が56人という実態があること、年々増加傾向にあるということが分かります。

この問題を考えますと、個性を平均化する学校から子どもが離れ、不登校が増加するのは問題行動とばかりは言ってられません。個性豊かで創造力のある子どもが増えて社会を変えていく可能性があるということかもしれません。未来を担う子どもの個性や好奇心を応援する考え方が必要です。その点からも多様な学びの場を保障する取組が求められていると思います。

次に、全国の教育研究者が取り組んだ不登校アンケートから、不登校は、子どもを教室に詰め込む、子どもに勉強を詰め込む、先生に仕事を詰め込む、これは教師の過重労働のことだと思っておりますが、この3つの詰め込みによる三重苦があると指摘しています。この取り組まれたアンケートからは、三重苦の中の悲鳴が聞こえてくるようだと教育研究者は語っています。

また、子どもの不登校により保護者の不登校離職があるということもあります。子どもの食費やフリースクール利用料など、保護者の負担が増え、経済的にも追い込まれる実態も浮き彫りになりました。

本市としても、学校以外の居場所としてみなみ子ども交流センターが昼間解放されて、子どもと親の居場所みなみい〜ねとして大切な居場所となり、機能しています。1日の利用者数も、十数人から、多い日は30人近い

方が来られています。しかし、まだ時間的な制限があり、一日中過ごすことができない状況があります。この「みなみい〜ね」は、NPO法人はみんぐの支援コーディネーターの方と親の会の当事者の方により運営がされています。

また、フリースクールY e r e t t eは、現在は利用する児童生徒延べ59人中33人が不登校の子どもということもお聞きしました。今年度は駒ヶ根市地域子どもの未来応援事業の補助金を申請されていますが、これは1団体につき1年度1回限り、3年間までと限定されたものであります。

当市として、この親の会の運営する「みなみい〜ね」とフリースクールY e r e t t eへの人件費等、公的支援が必要と考えます。そのことに対して答弁を求めます。

〔1番 竹上陽子君 着席〕

〔教育長 本多俊夫君 起立〕

**○教育長（本多 俊夫君）** フリースクール等の民間団体への公的支援としまして、駒ヶ根市では子どもの学習支援、生活支援、居場所づくり等に取り組む民間団体へ公的支援として地域子どもの未来応援事業補助金を用意して支援をしております。

みなみ子ども交流センターの空き時間を利用した「みなみい〜ね」を運営している団体へ、支援員への謝礼や消耗品費、印刷製本費など、運営に必要な費用を補助しております。

また、県でも信州型フリースクール認証制度を今年から創設して、居場所支援型には年間60万円、学び支援型には年間200万円を上限として補助をしております。

駒ヶ根市では一般社団法人Y e r e t t eが申請した居場所型フリースクールALL BLUEが認証を受けております。

以上のように、市としましても既に民間団体への公的支援を行っておるところでございます。

〔教育長 本多俊夫君 着席〕

〔1番 竹上陽子君 起立〕

**○1番（竹上 陽子君）** お聞きをいたしました。現在も、今、子どもの未来応援事業の補助金の申請をされた補助と信州型フリースクール、居場所への支援が行われているということでもあります。

しかし、先ほども申し上げたように、この駒ヶ根市地域子ども未来応援事業の補助金については1年に1度、1団体1回限り、3年間までという限定もあります。

今、伊那市では、子どもの居場所支援臨時特例事業として——国のこども家庭庁の事業ですが——家庭や学校に居場所のない子どもに対して、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路など相談支援、食事の提供を行うとともに、子どもと家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぎを行うなど支援を包括的に提供する事業を行っております。

当市としても、ぜひそのような、こども家庭庁が出している支援事業など、研究し、取り入れ、子どもの居場所の充実を検討してはどうか、そのことについても見解を求めます。

〔1番 竹上陽子君 着席〕

〔教育長 本多俊夫君 起立〕

**○教育長（本多 俊夫君）** 御質問の子どもの居場所支援臨時特例事業、これは伊那市なんかでもやってお

るところでございますが、不登校や養育状態にある問題のある児童生徒やその保護者を対象としまして、安心・安全な居場所を提供して生活習慣の形成や学習支援、食事の提供、関係機関との連携などを行った場合に、国、県、それぞれ3分の1ずつ補助される事業でございます。

実施主体は市で、市が適切と認めた場合に委託することも可能でございます。それには、専門職員の配置など、様々な要件を満たすことができれば補助対象となります。

冒頭に申しました。伊那市では子どもの居場所などの運営委託をしている事業者に対してこの補助金を活用して補助しておりますが、駒ヶ根市でもこの事業の要件を満たすような取組をする団体が出てくれば、内容を十分確認した上で事業活用などについて検討してまいりたいと考えております。

〔教育長 本多俊夫君 着席〕

〔1番 竹上陽子君 起立〕

**○1 番（竹上 陽子君）** お聞きをしました。

伊那市で行われている子どもの居場所支援臨時特例事業について、ぜひ駒ヶ根市として専門支援員を置くなどの充実した包括的な不登校への支援をできるために、本市として努力をされることを望んで、求めておきます。

これからも子どもの居場所として必要とされ持続していくためには、当事者や民間団体の努力だけでは続けていくことは困難であります。公的支援がどうしても必要です。ぜひ検討されることを求めまして、最初の質問といたします。

2番目の質問に移ります。「物価高騰から市民の暮らしを支える取り組みについて」質問します。

長引く物価高騰が暮らしを圧迫しています。新聞紙上に載った、台所事情アンケートという調査結果が発表されました。8割の人が「2024年の物価上昇が家計に影響を与えた」と回答しています。

食料品をはじめ、日用品、水道光熱費、ガソリン代など、全て値上がりし、生活に与える影響が深刻になっていると感じます。

日常的に買物に行った場合にも、子育て世代の親からは、子どものおやつなど、また食品類、買物をすると、今まで5,000円で済んだ買物代が7,500円ぐらいに、1.5倍近く上がってしまったという悲痛な声が聞こえます。

また、高齢の方からも、食料品はもとより、燃油代が高騰し、年金だけでは暮らせないと、思いが多くの方々から語られています。

先日、ガソリンスタンドに立ち寄ったところ、燃油代の高騰はいつまでですかとお聞きしましたら、この12月にさらに値上げしなければならない状態だと言われていました。全ての燃油代が何十円近く、まだ今年度中に値上げせざるを得ないというお話でした。

その下で、本市としても低所得世帯への寒い冬に備える福祉灯油の実施をされるべきと思いますが、市長の見解はいかがですか、答弁を求めます。

〔1番 竹上陽子君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

**○市長（伊藤 祐三君）** お答えをいたします。

御指摘のとおり、最近の燃料、食品、日用品等の物価高騰は市民の皆さんの生活を直撃しており、とりわけ低所得者世帯の方にとりましては大きな影響を与えていると認識をしております。

福祉灯油の御提案をいただきました。

市民の皆さんの生活のスタイルは多様化しておりまして、灯油の補助だけで全ての方には対応できない状況があります。現時点では検討しておりません。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔1番 竹上陽子君 起立〕

**○1 番（竹上 陽子君）** お聞きをいたしました。

確かに低所得者に対する灯油だけでは対応し切れないということは十分分かります。しかし、その一部である灯油の補助をすること、そのことも大きな生活支援になるはずで。

今、政府は、11月22日に経済対策として重点支援地方交付金の追加について閣議決定し、各都道府県に発出し、自治体での具体化を急ぐよう呼びかけています。

原油高騰が暮らしに不安を与えている中、寒い冬の生活支援拡充を実施することが必要です。暖房は命に関わることと捉え、政府の重点支援地方交付金を活用し、非課税世帯を中心にした低所得者への灯油など購入費の助成をする考えを再度求めて、お考えをお聞きいたします。

〔1番 竹上陽子君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

**○市長（伊藤 祐三君）** お答えをいたします。

御紹介いただきましたとおり、国は、先月22日、閣議決定で総合対策を決定しております。物価高の影響を受ける低所得者の支援として住民税非課税世帯を対象に1世帯3万円を給付し、その世帯のお子さん1人当たり2万円を加算する方針を示しております。また、重点支援地方交付金等も行おうとしております。

こうした給付金、重点支援地方交付金等につきまして詳細が固まりましたら、市としましても有効な支援策を検討してまいりたいと考えます。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔1番 竹上陽子君 起立〕

**○1 番（竹上 陽子君）** お聞きをいたしました。今、住民支援金として低所得者世帯に3万円、子ども1人に2万円、重点支援地方交付金も考える、考えられるということでございます。

ぜひ、この寒い冬、暖房は命に関わる問題として、支援のほう、力を入れていただくように求めて、物価高から市民の暮らしを支える取組についての質問といたします。

次に3番目の質問です。「市民活動総合補償制度の拡充とガイドライン導入について」質問いたします。

この補償制度については、今年6月の定例会一般質問において小原晃一議員が質問をされております。その質問に対して、区長会を通じて制度の事故防止などのための啓発に努めること、事故を未然に防ぐ対策を盛り込んだパンフレットの配布や呼びかけを検討することを答弁されております。

この補償制度は、自治会や子ども会、市民活動団体等が公益的活動を安心して行えるよう区長会からの要請があり、制度化されました。市が保険会社と契約、保険料を全額負担されているものであります。

この5年間の支払い実績について答弁を求めます。

〔1番 竹上陽子君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

御紹介いただきましたように、自治会、子ども会、市民活動団体等が公益的な活動を安心して行えるよう、活動中の事故等に対する補償を行うため設け制度であります。市が保険会社と契約をし、保険料全額を負担しております。

この5年間の支払い実績であります。34件、総額226万6,730円です。内訳は、傷害事故が32件、賠償事故が2件となっております。

被害の内訳としましては、体育大会などでのけがが19件、次いで通いの場でのけがやボランティア作業中のけがが5件ずつとなっております。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔1番 竹上陽子君 起立〕

○1番（竹上 陽子君） お聞きをいたしました。支払い実績が今答弁されました。

昨年の6月に私たちが住む南割の自治会で、上穂沢川の上流地点での草刈り作業中に男性が川に転落、救急搬送されたことがあります。その方は84歳の男性であります。持病を持ちながら作業に参加し、ビーパーで草刈りをしていて高さ2mほどの側道から川に落ち、右足くるぶしの骨折、そして入院をされました。

その際に市民活動総合補償制度が適用されましたが、右足の装具代金に該当するだけの保証金であったと聞きました。

その男性は、リハビリを続けてきましたが、その後、体調を崩し、11月に亡くなられてしまっています。そのけががなければもっと生きられた可能性は十分に考えられ、この御家族の悲しみは計り知れません。もし、これが、この事故が働き盛りの生計を担う方であったら、このような補償では十分なものではないと家族の方は話しておられました。

河川側道、河川敷草刈り作業は自治体のボランティアによって支えられてきています。この補償制度においての入院・治療・休業補償など、それらを鑑み補償内容の拡充を検討するべきと考えますが、見解を聞かせてください。

〔1番 竹上陽子君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

まず、市民活動中の事故でけがをされました方には心からお見舞いを申し上げます。

先ほど御紹介いただきましたとおり、この制度は、平成30年度、区長会から御要望をいただき、市民の皆さんに安心して市民活動へ参加をしていただくため創設されたものであります。

設置する以前は、それぞれの区や自治会、子ども会、分館などが各分野のイベント保険等にそれぞれ御加入をいただいております。これらを統合して、一括して補償する制度としたものであります。

現行の補償内容は、傷害事故では1通院に対し1日1,000円、1入院に対し1日2,000円、後遺障がい補償では100万円、死亡補償には100万円を限度として支払われる仕組みとなっております。

また、賠償責任事故では、他人の体に損害を与えるなどした身体賠償、この限度額は1名1事故に対して1億

円、他人の財物に損害を与えたときなどの財物賠償の限度額は1事故対しまして1,000万円、他人の預かり品等に損害を与えた保管物賠償の限度額は1事故に対して100万円となっております。

通いの場などの主催者の方々が安心して事業を行えるよう制度を整備したものであります。

本年度の保険料は年間70万円ほどであります。事故件数や保険支払い額によって掛金の変動する仕組みとなっております。新型コロナウイルス禍のときには、市民活動から、最近では市民活動が本格的になったことに伴いまして、ここ数年では事故件数が増え、保険料も増額の傾向となっております。

制度につきましては、区長会、あるいは分館長主事会、「ばとな」の幹事会など、市民団体の皆様に説明する際に、補償は最低限のものでありまして、危険な作業はできるだけ控えていただき、より充実した保障を必要とする場合などは、それぞれ、別途、保険に加入していただくということを案内しております。

したがいまして、市としまして現時点では補償内容の拡充を考えておりません。

自治組織の会員の減少、あるいは高齢化によりまして、作業に参加いただく方の負担が増加していると伺っております。まずは事故が起こらないよう、十分気をつけていただくよう注意喚起を行うなど、安全意識の啓発に努めてまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔1番 竹上陽子君 起立〕

**○1 番（竹上 陽子君）** お聞きをいたしました。本当にそのとおりだと思います。

自治会の作業、草刈り作業などによってけがをされ、その下で亡くなってしまふような、そんな悲しい事故、あつてはならないと思います。先ほども申し上げたように、家族の無念を考えます。それが原因、その時点で亡くなったのではないといつても、それがもとになり、入院し、亡くなつてしまわれているという事例を紹介させていただきました。ぜひ、検討するべきということを考え、これからの課題にしていきたいと思つています。

また、この自治会での草刈り作業に限らず、共同作業に対する一定のルールを設け、市として作業に携わる年齢制限や危険作業回避のためにガイドラインを設け、区長会などを通じ各自治会に周知することが必要と考えます。このガイドラインという言葉が適切かは分かりませんが、ガイドラインとは行動に対する指針、指標であり、守ることを推奨することとなります。

先ほど市長も言われたように、地域の高齢化、老老世帯が増えている中で、安心・安全な作業を行うために、年齢や健康状態を配慮し、このガイドラインを市として作成し、自治会に周知されることについて、考えについて見解を求めます。

〔1番 竹上陽子君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

**○市長（伊藤 祐三君）** お答えをいたします。

市内の環境美化のために市民の皆様から多大な御尽力をいただいておりますことに、改めて感謝を申し上げます。

1級河川では16の団体が年間延べ60回に及ぶ美化作業を行っていただいております。

また、先ほども述べましたが、少子高齢化に伴いまして担い手が減少している状況につきましても重要な課題だと認識をしております。

御提案をいただきました年齢制限や危険作業に関するガイドラインであります。自治会ごとに活動の状況や構成員の実情は異なることと思います。市が一律の制限などを設けることは困難であると考えます。

作業の安全確保は重要な課題であります。市としましては、各愛護会や自治会で高齢者や参加者の実情に十分配慮され、無理のない範囲で作業を行っていただくよう、区長会などを通じて引き続き啓発をしております。御理解、御協力を賜りますよう、お願いいたします。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔1番 竹上陽子君 起立〕

**○1 番（竹上 陽子君）** お聞きをいたしました。

本当に、環境美化作業として河川の草刈り、河床における草刈りなど、今、市長から答弁がありました、年間60回にわたる美化作業により、本当に景観が保たれ、きれいな河川敷、また側道も守られてきております。そのことで、自治会での作業は、先ほどの話にもありましたように、高齢化、また人材不足、市としても検討していく課題だと考えます。

自治会での責任感、それを感じながら、高齢になっても無理をして作業に当たっている、そのような実態がある下、本当に安心して作業に当たれる、事故が起きない、危険を回避できる、そのような自治会作業であることを地域に区長会など通じ徹底していただけることを求めまして、質問といたします。

〔1番 竹上陽子君 着席〕

**○議 長（小原 茂幸君）** これにて竹上陽子議員の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後3時20分といたします。

休憩。

午後3時07分 休憩

午後3時20分 再開

**○議 長（小原 茂幸君）** 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

発言順位6番、今堀雷三議員。

〔3番 今堀雷三君 登壇〕

**○3 番（今堀 雷三君）** 皆さん、こんにちは。（一同「こんにちは」）本日6番目の質問者となりました会派あかつきの今堀雷三です。よろしく願いいたします。

議員になり、今回7回目の一般質問となりました。

その中で、今年6月議会で質問しました駒ヶ池周辺の樹木につきまして、樹木が大きくなり景色に影響があるので伐採したほうがいいのかと質問したところ、答弁では、ちょうど大田切土地改良区のしゅんせつ工事があるので、全部ではないが、池に近い樹木は伐採するというでした。

先日、駒ヶ池を見に行ったところ、それがかなりきれいに伐採されていて、本当にすっきりしました。工事完了後はあそこでまた写真を撮られる方が増えるのではないかなというふうに期待しているところであります。

また、9月議会で提案しましたBCP、駒ヶ根市業務継続計画をホームページに載せて誰でも閲覧できるようにしたらどうかという質問には早速対応していただきました。

この2つの事案につきまして、関係された皆さんにこの場を借りて感謝申し上げます。

それでは通告書に従い一般質問を始めます。

それでは最初の質問です。二地域居住への取組、駒ヶ根市の対応についてであります。

駒ヶ根市の移住・定住サイトこまがね日和ですが、内容もかなり充実し、駒ヶ根での暮らしや仕事、そして以前は少なかった空き家の情報も増え、見応えのある内容になってきたと思います。

また、長年にわたり移住のサポートをしている信州駒ヶ根暮らし推進協議会のホームページとも連携が取れており、相互に情報の共有がうまくいっているのではないかなというふうに感じました。

そのような中で、国は、全国的にはますます増えている空き家を対象にして、移住の次の策として二地域居住を進めております。

国土交通省の通知によりますと、

地方への人の流れの創出・拡大を通じて地域の活性化を図るため、二地域居住者向けの住まい・なりわい・地域住民との交流のための環境整備等を内容とする「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」が、令和6年11月1日から施行されました。

とあります。

少子高齢化や人口減少の進行により、地方の生活やなりわいに関わる多くの課題に直面する一方、コロナ禍を経てリモートワークが普及したこともあり、多様な暮らし方、働き方に関心を持つ方が増え、地方部と都市部のそれぞれに暮らしの拠点を構えるというライフスタイルは、地方部で問題となっている人口減少における担い手の確保、また交流、観光などを通じた市場の拡大は新たなビジネスの創出が期待され、地域の潜在能力を最大限に引き出すという点で地方創生に大きく寄与する取組だと言われておりますし、私もそう思います。

また、元旦の能登半島地震とその後の豪雨災害に遭われた石川県においても、石川県創造的復興プランの中に二地域居住による復興の推進が掲げられておりまして、災害からの復旧における取組としても注目を集めております。

国は、この法律の施行に先立ち、二地域居住などのさらなる促進に向け、オンライン、オフラインの両面から優良事業の横展開、官民のマッチング、官民による案件の形成、中長期的課題への対応の検討、提言などを実施するプラットフォームとして全国二地域居住促進官民連携プラットフォームを令和6年10月29日に設立しています。

人口減少と少子高齢化の中であって、今後は人口をシェアするという発想もこれからの持続可能な地域や豊かさをつくっていくのかなというふうに思います。

そのプラットフォームの共同代表には長野県の名前もありまして、県も本気で取り組んでいくんだなという意気込みを感じているところです。

その長野県ですが、豊かな自然環境を生かして、二地域居住を含め、多様な形で長野県と関わりを持たれる方をつながり人口と呼称し、その拡大に力を入れています。例えば、信州の魅力ある地域に滞在して仕事をする信州リゾートテレワークを新たなライフスタイルとして都市圏の企業へ提案されたり、空き家のリノベーションをイベント化し、都市圏の住民が地域に関わる場を創出することなどを進めているようです。

ホームページによりますと、そのプラットフォームには現在700を超える地方公共団体と200を超える民間事



業者が参加されています。長野県では県をはじめ14の市と22の市町村が加盟していますが、その中に駒ヶ根市の名前はありませぬ。まだ参加されていないという認識で、少し動きが遅いなというふうに感じますが、駒ヶ根市は国のこの動きをどのように捉えているのでしょうか。

以上を壇上よりの質問といたします。

〔3番 今堀雷三君 降壇・質問席へ移動〕

〔市長 伊藤祐三君 登壇〕

**○市長（伊藤 祐三君）** お答えをいたします。

コロナ禍を経まして、U I Jターンを含めて、若者、子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズは高まっていると私も考えます。

人口が集中する都市部から地方への人の流れを創出するために重要な手段の一つであると思ひます。

御紹介いただきましたとおり、国は、11月1日、広域的域域活性化のための基盤整備に関する法律を一部改正いたしました。

また、官民共創による二地域居住等の促進に向けた取組加速を目指して、地方公共団体、事業者等々になる全国二地域居住等推進プラットフォームの構築も支援をしております。

駒ヶ根市は、これまで移住検討者の方から二地域居住の相談を受けることがありまして、実際に二地域居住をされている方も出ております。令和5年度、移住相談窓口を通じて移住された38組70人のうち、二地域居住の方は4組7人いらっしゃいます。

御指摘のプラットフォームには、既に市の加入手続は終了してござりまして、会員として登録されております。現状、多分、ホームページにまだ反映されていないのだろうというふうには推測をいたします。

市としましては、このプラットフォームから情報を入手いたしまして、信州駒ヶ根暮らし推進協議会をはじめとする民間事業者の皆様と連携し、引き続き二地域居住を希望される方に寄り添った取組を進めてまいります。

〔市長 伊藤祐三君 降壇〕

〔3番 今堀雷三君 起立〕

**○3番（今堀 雷三君）** お聞きをいたしました。プラットフォーム、御参加、申請されたということで、現在、まだホームページには反映されておきませんが、ということは、じきに駒ヶ根市の名前も登場するのかなというふうには思ひますし、二地域居住で4組7人の方がいらっしゃるのかな……。ということですね。というお話でしたので、今年度、実際にされている方はいらっしゃるということです。

なぜこの質問をしたのかというと、プラットフォームを見て、まだ駒ヶ根市の名前がなかったので、まさかこの国の動きを知らないはずはないだろうなというふうにはちょっと思ひながら質問をさせていただきました。

こういった事案はすぐく情報が早く動きますので、常にお互いアンテナは高くしておくことが大事だと思ひます。

それでは、二地域居住についての引き続きの質問です。

人口交流には移動手段が必要です。

長野県は、よく大都市圏とのアクセスのよさを喧伝します。県庁のある長野市は北陸新幹線があるのでそうかもしれないが、駒ヶ根市のある南信はそうではありません。我々は、よくこの地を陸の孤島などと称して交通

の不便さを表現したりします。ですが、諸問題で開業時期は先になりそうですが、これも毎回話題にはなりません。リニア中央新幹線が2034年以降の開業の場合、東京―長野―飯田は40分から50分で行き来ができるようになります。

また、開通の時期ははまだ未定ですが、三遠南信自動車道が開通すれば、飯田―浜松間は1時間30分から2時間で往来が可能であると言われております。

どちらも従来に比べて大幅な時間短縮が見込まれ、移動が容易であれば人的交流も盛んになると考えられます。

駒ヶ根市として将来のリニアや三遠南信の開通を見据えて二地域居住に関してどのような未来に向けた戦略、考えをお持ちかをお答えいただきたいと思っております。

〔3番 今堀雷三君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

**○市長（伊藤 祐三君）** お答えをいたします。

リニア中央新幹線や三遠南信自動車道、開通いたしますと、駒ヶ根市は首都圏や中京圏から最も近い長野県内の山岳リゾートになります。移住の促進、二地域居住を含めた関係人口拡大の取組をさらに進めるチャンスと考えます。

1月1日に施行されました広域的域活性化のための基盤整備に関する改正法であります。県が二地域居住に関する事項等を記載した広域活性化計画を策定したときに、市町村は特定居住促進計画を策定できるとされております。

現在、県は、広域からの来訪者を増加させるインフラ整備や二地域居住に関わる拠点施設の方針などについて定めました広域的域活性化基盤整備計画の策定を進めております。この計画の策定を基に、市としまして特定居住促進計画を策定する予定であります。

計画には基本の方針や拠点施設の整備に関する事項等を記載することとしておりまして、空き家改修やコワーキングスペース整備に特例措置が受けられることになっております。

ただ、策定に当たりましては、二地域居住者の定義を決め、ターゲットをはっきりと設定をした上で、駒ヶ根市にどういった方を呼び込んでいくかといったイメージを固めて進めてまいりたいと考えます。

第5次総合計画でも基本目標3「ひとの流れづくり」の中で関係人口の創出、拡大を施策の一つに掲げております。関係人口を定住人口につなげるためには、都市圏にお住まいの方の二地域居住の意向など、多様なニーズに応えられるように取組を強化するということしております。

二地域居住の促進に当たりましては、住まいや仕事、コミュニティーに関するハードルが存在しております。例えば、現行制度では市内に住民票がないと小学校には転入できません。市民の方を対象とする各種補助制度も受けられません。こうした課題があります。こういう課題をクリアするためにも、国、県の動向を踏まえた計画を策定いたしまして、関係する団体の皆さんの御意見も伺い、地域と二地域居住希望者のマッチングに取り組んでまいりたいと考えます。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔3番 今堀雷三君 起立〕

**○3番（今堀 雷三君）** 御答弁いただきました。

答弁の中に将来的には首都圏、中京圏から一番近い長野県の場所になるというお話が冒頭にありまして、それを聞いて私もちょっとうれしくなったんですけども、プラットフォームというか、この策定についても、長野県の策定をもって——国の動向もありますが——二地域居住にされる方が不利にならないような形でつくっていかれるということでしたので、ぜひ長野県とも情報共有してもらって、このプラットフォームを活用していただき、二地域居住を進めていただきたいなというふうに思います。

およそ10年後ぐらいから、この地域は交通環境が不便から便利に激変する可能性が非常にありますので、非常に楽しみな場所だなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。また折を見て私も関連の質問をさせていただくと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは2つ目の質問に移りたいと思います。「移住者に対する市の対応について」であります。

駒ヶ根市のホームページにも記載があるように、11月20日の記事ですが、移住関係人口促進のマッチングサービスSMOUTのSMOUT移住アワード2024上半期におきまして、駒ヶ根市は初ランキングで全国7位という大躍進をいたしました。これは自治体が発信する情報に対して興味があるという数が多い自治体がランクインするそうです。ベストテンにはお隣の伊那市と飯田市もランクインしており、本当に、伊那谷、頑張っているなというふうに思います。

ホームページによれば、駒ヶ根市では、現地体験会や移住制度の紹介、また雇用——お仕事の情報を積極的に打ち出した結果だそうです。全国の多くの方が駒ヶ根市に興味を持っていただいている証拠でもありますので、いろいろ大変でしょうが、これからも引き続き頑張ってくださいなというふうに思います。

この結果につきまして市はどのような分析や研究をされているのか、また下半期や来年度に向けての抱負や課題があればお聞かせいただければと思います。

〔3番 今堀雷三君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

**○市長（伊藤 祐三君）** お答えをいたします。

移住スカウトサービスSMOUTであります。移住や関係人口の促進を目的としたオンラインのマッチングサイトであります。全国で6万1,000人以上の方が登録され、国内外から1,074の地域が参加している国内最大のポータルサイトであります。

御紹介いただきましたように、このSMOUTが行っておりますSMOUT移住アワード2024上半期で、駒ヶ根市は昨年度のランク外から全国7位へランクインいたしました。御指摘のように、このユーザーおよそ6万1,000人が今年4月から9月にかけて興味を示した地域の発信する情報に対して「興味がある」というボタンを押した合計数を集計して作成されたものであります。多くの方々が駒ヶ根市の情報に興味を持っていただいたあかしでありまして、大変ありがたいことだと受け止めております。

市としましては、今年度からインターネットでの情報発信に予算を集中いたしまして、地域おこし協力隊とも連携をし、移住補助金制度やこまがねリアル体験住宅、婚活情報など、若い世代に興味を持っていただけるよう情報発信を強化してまいりました。

また、SMOUTの特徴であります自治体や事業に興味のある人を募集し直接スカウトができるという、こうした機能を生かしまして、駒ヶ根市に興味のある方へ直接メッセージを送るなどしてつながりをつくってまいり

ました。

こうした情報発信の強化や移住希望者の皆さんとのコミュニケーションを活発にしたことなどが高い評価につながったものと分析しております。

今後、駒ヶ根市に興味がある方がさらに増えますよう、掲載内容などをブラッシュアップしていく必要があると考えております。下半期以降も駒ヶ根市での暮らしの様子が分かるよう、移住経験者のインタビューなども掲載して、さらに情報発信を強化してまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔3番 今堀雷三君 起立〕

**○3 番（今堀 雷三君）** ただいま御答弁をいただきました。市役所の職員の方がいろいろやられて、インターネットのほうにも予算をつけて、若い世代をターゲットにやった結果だということでした。

また、コミュニケーションをつくってというお話があって、たくさんの方とコミュニケーションを取るとは非常に手間のかかることで、大変なことだと思うんですけども、そういった御苦勞もあっての結果だと思いますので、今後も、やられる方は大変かもしれませんが、楽しんでやっていただけたらいいなというふうに思います。私自身も駒ヶ根暮らし推進協議会の一応幹事という立場でございますので、協力してやっていきたいなというふうに思います。

それでは、同様の引き続きの質問をさせていただきます。

駒ヶ根市に興味を持っていただいたり、移住する方が増えてくることはとてもありがたいことなんですけども、一方では、地域によっては家庭ごみの処理の問題や自宅前の草刈りなどでトラブルがあったと伺いました。

これはよくある話ですが、ごみ収集日ではない日にごみが出されていたり、名前の記載がなく、ごみが持ち出されずにそのままになっていたりは、私もごみ集積所の掃除当番で目の当たりにしたことがありますし、そこでお掃除とかをするわけですけども、つらく、悲しい気持ちになります。

また、ある地域では、自宅前の道の草刈りはその方が行るのが当たり前になっているが、それがうまく伝わっていないということなどをお聞きしました。

個人的には、先ほども押田議員の自治会の話もありましたけども、個人的には自治会には極力入っていただきたいんですけども、御意思で自治会に入らない方もいらっしゃいますので、こういう場合は地域では意思の疎通が大変できにくいような状況であります。

そこで、申し訳ないんですけども、頼りになってくるのは市役所じゃないかなというふうに思います。全ての把握は難しいかとは思いますが、市の窓口では引越してこられた方や移住してこられた方に対して地域の実情をどのように説明されているのか、お答えください。

〔3番 今堀雷三君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

**○市長（伊藤 祐三君）** お答えをいたします。

市としましては、転入手続の際に市民課の窓口で区や自治会を紹介するチラシをお渡しをし、自治会への加入を案内しております。同意が得られた方には、転入される方の情報を区や自治会におつなぎをしております。それを受けまして、自治会役員の方から転入された方へ、活動内容や加入金、年会費など、直接説明をいただい

いるところであります。地域の実情などはその際にお聞きしているのではないかなと考えております。

市で配っております自治組織のチラシには、組織の活動や役割を説明しております。ただ、細かな地域の実情までは記載をされておられません。

また、移住相談窓口へおいでいただいた方には「移住のとびら」というパンフレットで、活動内容や加入金、年会費など、実施組織について説明しております。

自治会活動にあまりなじみがない方も来られることがございます。後々トラブルにならないよう、詳しく説明するよう心がけているところです。

また、移住を希望される方がさらに詳しい地域の実情を知りたい場合は、担当者が自治会役員の方に連絡を取りまして、直接お話を聞いていただく機会も設けております。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔3番 今堀雷三君 起立〕

**○3 番（今堀 雷三君）** お聞きをいたしました。移住をさらに詳しく聞きたい方に対して丁寧につないでいただいたり説明していただいているようですので、そのあたりは非常に安心したんですけども、やはり、今聞いていて、市民課から自治会、地区につなぐときにうまくつながらなかった場合、どうなるんだろうなというちょっと心配はありました。

結局、その移住者の方、引っ越ししてこられた方が自分のほうから区長さんなり自治会長さんなりにつないで連絡を取らなかった場合、そこで切れてしまうんじゃないかなというふうにちょっと思って、今聞いておって心配したんですけども、でも、全てはちょっと無理かもしれないですが、市役所としてできること、大変かもしれませんが、できるだけきめ細かな対応を引き続きお願いしたいと思います。

それでは、以上でこの質問は終了といたします。

それじゃ3つ目の質問をさせていただきます。駒ヶ根市内の国道道の除草及び落ち葉についてであります。

除草とか道路の草刈りにつきましては、さきの9月議会で小原晃一議員が質問されておりましたので、またかという思いの方もいらっしゃるかもしれませんが、それでも、その後、ちょっと市民の方から相談を受けましたので、切り口を変えて質問をしたいと思います。

私の質問は駒ヶ根市内にある長野県伊那建設事務所が管理する国道、県道に絞った質問となります。

駒ヶ根市には国道として153号と伊南バイパスがあります。

また、県道ですが、インターチェンジのある駒ヶ根駒ヶ岳公園線——通称アクセス道路、それと市内から下平地区を通過して中沢方面へ向かう駒ヶ根長谷線、飯島の田切の道の駅のほうと天竜川沿いから合流して火山を通過して伊那市へ抜ける伊那生田飯田線、その途中から宮田村へ抜ける栗林宮田停車場線、中沢から中川村の四徳を結ぶ西伊那線と、多くの県道が走っています。そして、どの道も比較的景色がいいなというふうには私は感じております。

高速からインターを下りられた県外の旅行者、来訪者はナビ機能などをお使いになるため、比較的大きな道路を使うことが多いので、国道や県道を利用される可能性が高いと思われそうですが、車を運転していて山並みが目に入ってきれいだとか、いいところだなというふうには思われると想像するのですが、そこに、やっぱり道路の脇の雑草が目につくとちょっと残念だなというふうには思いますし、しかも、大きな幹線道路には昔から街路樹

がつきものでして、つい最近までは落ち葉で道路がいっぱいでした。これが側溝にたまり、冬場に水路をふさぐと水があふれて道路が凍結し事故になる可能性もあると思います。景色の眺望のことも、冬場の事故のことも問題だと思います。

私は駒ヶ根高原を上伊那屈指の観光地とっておりますが、それはロープウエーとか温泉とか、キャンプ場なども全て含んでの表現ですが、観光を産業の一つの柱として捉えている駒ヶ根市として、道路を所管する——管理する伊那建設事務所とどのような協議や連携を取っているのか、お答えください。

〔3番 今堀雷三君 着席〕

〔建設部長 小林哲君 起立〕

**○建設部長（小林 哲君）** 国道、県道の維持管理、県との連携についてお答えいたします。

国県道の維持管理につきましては長野県伊那建設事務所が所管しております。

県では、雑草の繁茂が著しい箇所や交通の支障となる箇所については年1回、伊南バイパスの一部の植樹帯などについては年2回、委託業者による除草作業を実施しております。また、落ち葉などの堆積物についても必要に応じて対応がなされているところです。

市としましては、住民の皆様からの御要望や御意見、また市職員による現地確認を通じて、その都度、県に対応を依頼しているところです。

これに対する県の対応としましては、道路の安全確保を最優先に、まずは危険箇所への対応に注力していただいているものと理解しております。

また、住民の皆様も含めた連携として、国県道の一部区間では自治会や住民団体がアダプト協定を締結しており、現在5団体が活動しております。この協定の下、住民の皆様による愛護活動、県による活動支援、そして市によるごみや不法投棄処理への協力という役割で連携をしております。

このほか、駒ヶ根高原で実施されている駒ヶ根高原クリーン大作戦などもございます。主要地方道駒ヶ根駒ヶ岳公園線を含めた駒ヶ根高原を、観光業者や地元自治会など、多様な参加者が協力し、年3回の草刈りや美化活動を行っていただいております。この活動は、住民だけでなく、地元企業などが幅広く連携して実施する道路美化活動の模範的な取組の一例でございます。

道路の維持管理につきましては、予算や人員の制約から、行政のみの対応には限界がございます。そのため、先ほどの例のように、道路管理者だけでなく、地域全体で取り組む体制づくりが重要だと考えております。

〔建設部長 小林哲君 着席〕

〔3番 今堀雷三君 起立〕

**○3番（今堀 雷三君）** お聞きをいたしました。年に草刈りは1回、伊那建設事務所は草刈りは1回、植栽の中では2回の草取りをしていただいているということで、あとは地元のアダプト、地元企業、地元の団体等の御協力で成り立っているというお話でございましたけれども、今、異常気象等で草の生える、伸びる時期がすごく早くなっていて、1回刈っても2回刈っても、もう冬を迎える頃でもまだ草刈りしているような状況でございますので、県の予算の都合もあるかとは思いますが、ここだけはきれいにしたほうがいいんじゃないかっていうような話が県とできればいいのかなというふうに思います。

それと、あとはアダプトの皆さん、地元企業・団体の皆さんとの連携をこれからも取っていただいて、できる

だけ、国道、県道、駒ヶ根市にはたくさんありますので、きれいにしていればなというふうに思います。よろしくお願いたします。

それでは最後の質問になります。工事現場で発生する残土処理場についてであります。

建設工事の現場では必ずといっていいほど残土が発生し、その土をダンプトラックに積んで処理場に持って行って処分します。

令和3年7月の静岡県熱海市において大雨に伴い盛土が崩落し、死者28名、住宅被害98棟という大変大きな被害をもたらしました土石流災害により、令和5年5月に盛土等に伴う災害から人命を守るため盛土規制法が施行されました。

この法律の施行によって、盛土——いわゆる、ここでは盛土もそうですが、残土処理場もそうです、該当します——の規制区域が指定されたことや安全対策に関する技術的基準に適合しているかどうか都道府県知事の許可が必要となりまして、安全性はより担保されるようになりましたが、その分、残土を処分する場所を選定するハードルが上がったため、場所探しが困難な状況であります。

そこで、残土処理場の選定を業者任せにせず、駒ヶ根市単独が難しいのであれば伊南4市町村という枠組みの中で確保することはできないでしょうか。

また、現在、工事費内訳書の中に土の受入れ料金——費用が計上されているのかどうかというのを、併せて御答弁をお願いしたいと思います。

〔3番 今堀雷三君 着席〕

〔建設部長 小林哲君 起立〕

**○建設部長（小林 哲君）** 建設発生土の処理についてお答えします。

先ほど議員が御紹介したとおり、令和3年7月、静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、宅地造成及び特定盛土等規制法が施行されるとともに、危険な盛土の発生を防止するため建設発生土の搬出先の明確化が発注者の責務として求められています。

長野県においては、令和4年7月4日付、長野県建設工事標準請負契約約款の一部改正により建設発生土の搬出先の明確化が定められ、当市では令和5年4月1日より建設工事請負契約書を改正して発注時に建設発生土の搬出先を明示しております。無償で建設発生土搬出先がない場合は、必要な工事費を適切に計上しております。

今後も引き続き工事間での有効利用や有効活用や適切な処理が行えるよう、工事発注に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔建設部長 小林哲君 着席〕

〔3番 今堀雷三君 起立〕

**○3番（今堀 雷三君）** 御答弁をいただきました。ということは、駒ヶ根市におきましては、土の処理場、処分する場所ってというのはもう指定しているということで理解をいたしましたが、私がこの相談を受けたのは上伊那郡内のもう少し北のほうにある業者さんだったんですけども、駒ヶ根市で仕事をする中で土の処分場がなくて困っているというようなお話がありまして、少しこの質問をさせていただきました。

今、現状では駒ヶ根市さんの業者さんは土の捨場では困っていないということでしたが、そうですね、この指

定の残土処理場が残土でいっぱいになって、残土の処理に将来的に困ったときに、また、どうですかね、この伊南4市町村という枠組みがどうかは別として、市として処分場の場所等を検討していただけたらなというふうに思いますので、それを申し添えまして、以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

〔3番 今堀雷三君 着席〕

**○議 長（小原 茂幸君）** これにて今堀雷三議員の一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（小原 茂幸君）** 御異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決しました。

明12月12日は午前10時から本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

**○局 長（下平 和弘君）** 御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼）

お疲れさまでした。

午後4時00分 延会